

が出ませんことには、退職手当、災害補償までのことは、ただいまここでは申し上げかねるわけでございます。

○横山委員 私は、大蔵省の原案の説明を受けて、承知しているわけですが、明らにはお伺いしますが、大蔵省の原案の中におけるものの考え方は、この二つの法律を改正することになるのではないかと、当然のことではないか、この点はいかがですか。

○岸本政府委員 大蔵省原案と申ししても、あれは一応各省であらう年金制度の問題を御検討いただく資料として配付していただいたものでございまして、これをそのままやればどうなるかという、資料を前提としての話を申し上げますれば、おつしやいましたように、折半負担の年金方式を原案では考えております。そうなりますと、当然退職手当にも手をつけざるを得ないというところは確実でございます。

○横山委員 災害補償の方は。

○岸本政府委員 災害補償につきましては、原案で考えております年金制度では、災害補償の一時金部分は、国家公務員災害補償で出しますが、年金部分は、民間の厚生年金保険、船員保険と同じような考え方、折半負担の年金制度に織り込んでやるといふ考え方をとっておるわけでございまして。従つて、一時金を現在支給することにいたしておりますが、災害補償法には手をつけなくて済むという考えでございます。

○横山委員 あとの災害補償の分については、少し私は意見を異にしておりますが、退職手当を、大蔵省原案の方向で政府が提案なさるとするならば、これは当然改正をしなければならぬとい

う点については了承をいたしました。そこで、さらに突っ込んでお伺いしますが、今の改正しなければならぬといふものの考え方は、どういふことなんでしょうか、今の退職手当といふものは、国家公務員及び三公社等をすべて含んだ暫定措置要綱であり、暫定措置であります。今回その中から、国家公務員関係だけが年金制度を改正されるというならば、そういうこととなるのであります。そうすると、三公社の退職手当はどうなるのかというところが次の質問であります。

私は、本委員会であつて討論をされた記録を讀んだわけでありまして、三公社の退職手当といふものは、賃金の決定機関が公社及び労働組合にあつて、団体交渉の対象事項となつておるのであるから、これははずしたらどうか、そして法律からはずして、団体交渉の対象事項にさるべきが、公労法の建前からいつて当然ではないかというところが、過る三年かそこら前、本委員会で討議された記録を見たわけでありまして、この問題は、退職手当を改正される思想の中ではどういふことになりまして、これをお伺いしたい。

○岸本政府委員 三公社の退職手当制度をどう持つていくか、この点につきましては、今度出て参ります公務員の退職年金法のレベルと申しますか、内容がどうなるかということも関連があるわけでございまして。国家公務員の場合に、年金法を折半負担の年金にすれば退職手当を出さざるを得ないといふことは、実体的に申し上げますと、年金は折半負担の年金方式になるということとを原案では考えております。そうなりますと、国庫負担がある程度余裕

が出て参る、その分は退職手当に向けるわけであります。そうした面が一つあるわけですね。全体としての公務員の退職年金、給与、災害補償、そういうものを一切含めての国庫の負担が相当高いといふことは、国庫も認められたところでございまして。現行制度以上で国庫負担をふやすという方向での給与制度全般の改正は、おそらく考えられないことだと思ひます。ただそれした一つのめども考えながら、年金制度の改正を折半負担でいきますと、これはやはり退職手当といふものに響いていかざるを得ないわけでございまして。ただ三公社の場合に、その考え方をそのままなおに押し及ぼせるかどうかという問題になりますと、やはり年金のレベルの問題も関連がございまして。公社の年金のレベルが公務員より高い、公務員の方が低いものが出てきたという結果になりますと、公社の方負担をいたしておるわけでございまして。それを退職手当までさらに公務員並みに持つていくのかどうかは、これはもう少し私も検討を要する点ではないかと思つておるわけでございまして。これは、年金法案の最終がどういふ形でおきまらるかということを見ました上で、また御返事を申し上げます。

○横山委員 ごもつともな点がありますが、私が聞きました最後の点は、本来三公社の退職手当といふものは、公労法の建前からいつて、労働条件の問題であるから、国家公務員と一律に法律で縛っていくことが妥当であるかどうかという根本問題があるわけですね。それから第二番目に、一緒に縛つてお

くとして、もう今度の公務員の退職手当を改正するに際して、三公社だけ現状のままに残しておくといふことが、そろばんはかりに総合的に合うといひたしまして、現実的な納得が一体得られるものであらうかどうかという点に、私は深い疑念を抱くわけでありまして。従ひまして、かりに退職手当の法律を改正する際に、根本的に三公社をこの法律のワケからはずして、これを国家公務員の純然たる退職手当の法律として改正することが筋が通ることではないか、こゝろにふらふに私は言つておる、重ねて御答弁をお願いいたします。

○岸本政府委員 公社の退職手当は、これは当事者間の問題であるというお考えも、根本にはおありにならうかと思ひますが、ただそれをこの際、将来国家公務員退職手当法からはずして、当事者間の自由な意思でもつて話し合ひできまらうといふことまで踏み切られるかどうか、これは労働問題という点を離れて、やはり一つの別な面から問題がございまして。と申しますのは、現在公社の予算制度は、とかくの批評はございまして、一応国会にかけまして、国会の御批判を受けてやつておるわけでございまして。退職手当の予算なども、結局その中に含まれて参るわけでありまして。ところがこうした退職手当とか年金といふ種類の予算額を将来見るといふことになる、どなかなかきめがたいわけではございまして。これはやはり制度の面から、この程度の退職金なら一つ一つの基準が出て参りませんと、将来長い間にわたつての負担の生ずる問題でございま

すから、そういう意味で、当事者間の問題のようでありまして、やはり法的な規制はそうした面では必要ではないかと、かように考えておるわけでありまして。

○横山委員 これは、最も大蔵省的な、官僚的な考え方だと私は思ふので、そういう理論を振り回しなさるなら、給与にしたらつて同じことでありまして。給与と退職金とがどう違ふか、退職金とは一体何ぞやといふことにも相なるわけであります。かりに法律からはずして、三公社の退職金を青空にいたしましたところで、これは今日の政治情勢からいつて、給与問題と同じく、完全な労使双方の青空ではありませんが、調停機関にもかかるであらうし、仲裁機関にもかかるであらうし、国会の問題にもなるであらうし、あるいはあなたの方が年間の予算をきめなさるときに予算準備の問題にもなるであらう。そういうふうな考えれば、給与と退職手当といふものを、片一方は法律で縛らなければならぬ、片一方は労使の団体交渉によらなければならぬといふ區別は、どこに一体見つかりまして、私はあなたの答が、大蔵省としての官僚的な立場からの、何でもとにかく制約したいといふ以外の何ものでもないと思ふのですが、その点、いかがですか。

○岸本政府委員 お話が仮定の公務員年金制度を前提に進んでおられますが、ただ少くとも退職手当がかりに一つ出て参りますれば、その際またあらためていろいろとこれらの考え方を申し上げさせていたがたいと思ひますが、まだ現在のところはそういう状態でありまして、これ以上は議論は差し控

をさせていただきますと思います。

○横山委員 そこで、あなたが第二番におつしやつた公務員災害補償法については、今改正せぬでもいいではないかというような意味の答弁がありました。しかし、これも年金制度を改正するとしたならば、当然筋を通さなければならぬのであります。なぜならば、現在の共済組合の適用者で災害を受けた者は、業務災害のものが適用されるのです。恩給法適用者は、恩給の増加恩給で適用される。ここにも身分の相違というものは、歴然たるものがある。ですから、恩給と共済年金を統一するその思想に立てば、国家公務員の災害補償法についても、その筋を通すのが当然ではないか。これも一歩譲って、大蔵省原案の思想の立場に立てばというに譲って、御答弁を承にしてみたい。金としまして、とにかく共済年金を統一するならば、当然先ほどの退職手当も、今質問をいたしました公務員災害補償法も、その線に沿って改正をしなければならぬ。これは当然の筋道だと思ふのですが、先ほどの答弁があまりいまいでありましたから、重ねて答弁を要求します。

○岸本政府委員 先ほどちょっと申し足りなかつたかと存じますが、今度大蔵省が考へておられます共済年金制度というものの原案は、現在の共済組合の年金と、それから恩給法による恩給、この二つを一本の退職年金に統合する、その経営主体は、共済組合で持つということでございます。両者を統合いたします場合に、従来たとえば雇用人になつた増加恩給、公務扶助料、また官吏になつた私傷病の廃疾年金、そういうものは、共通的に今度の

新しい退職年金ですべてのものに及ぼせるように考へておるわけでありませう。そういたしますと、新しい退職年金の中で、この災害補償関係の年金がカバーされるわけでありませう。特に現在国家公務員災害補償法を改正する必要は生じて参らない、かように考へておるわけでありませう。

○横山委員 私はどうもよくわからぬけれども、そういたしますと、新法にすれば、今日まで国家公務員災害補償法でカバーしておつたものが新法によつてカバーされる、こういう意味ですか。

○岸本政府委員 現在の国家公務員災害補償法は、実は一時金の補償だけでございまして、これは官吏、雇用人共通の制度になっております。これは官吏であろうと雇用人であろうと、みんなもらいます。それ以上の年金は何でもらうかといひますと、官吏だけが増加恩給と公務扶助料をもらつておる。雇用人は、その制度がないといふこととあります。今度その恩給法と共済法を一本にいたしますから、従来官吏にあつた増加恩給式のもの、全部雇用人にも及ぶといふこととございませう。

○横山委員 そうしますと、公務災害による廃疾年金制度、それから廃疾遺族年金制度は、どこでどういふふうに含められていくのですか。

○岸本政府委員 これも、かりに出たならばという仮定の話で話を進んで参るわけでありませう。ただ今までのものは、結局増加恩給とか公務扶助料に相当するような災害年金は、すべて退職年金の形の中に統合されていく、共

済組合で保険形式で支給する、こういう形になるわけでありませう。

○横山委員 次に質問をいたします。数年来われわれ大蔵委員のところへ、旧陸軍共済組合女子年金請願という題目で、旧陸軍で二十年以上働いたおはあさん方がみんな陳情に回つてきておるわけでありませう。事情を聞けば、まことに気の毒だとみんな考へています。何とかこれは方法はないものかといふことで、与党でも野党でもそれぞれ勉強をし、そうしてあなたの方の御意見を聞いて、できることならばこの人々を何とかしてやりたいといふふうに考へて参つたわけでありませう。私の認識に誤りがあるならば、一つあなたの方から説明をしてもらいたいと思ふのですが、この人々は、終戦前軍の工場に勤めておつた、ところがその工場に勤めておるうちに、女子組合員なるがゆゑに、戦後の恩給法等の改正に關連をして年金がもらえないといふ点が、その焦点であります。あなたの方へもすいぶん何回も行つておると思ひます。公けの大蔵委員会で議論がされるのは、初めてであります。数年来あの年寄りのおはあさんが、国会へ何回も来て陳情を重ねておられます。見るに忍びないのであります。今日までのあなたの方の事情、研究された経過、それからどうしてもこれは何とかならないものかといふ点にも触れて、一つ本委員会を通じて、おはあさん方に回答をしてやつてもらいたい、こう考へるわけでありませう。

○岸本政府委員 旧陸軍工廠の女子組合員の問題であります。これは、昔の取扱いはこういうことになっておつたわけでありませう。昔は、陸軍共済組

合に女子組合もございまして。しかし、これは年金の制度は適用しないので、何年勤めようが一時金でやめる、その一時金をもらつてやめるといふ前提であります。従つて、終戦当時も、男なら年金をもらへるものが、二十年くらい勤めておる方でも一時金で清算がついておる。これを、今度終戦後いろいろ旧令の年金が復活した際に、男と同じように、二十年勤めたから自分たちも年金がほしいといふのが、一つの御要求の趣旨であると思ひます。ただこれを、そのまま年金を差し上げまじやうかといふことになりませうと、これまで大へんいろいろ問題があるわけでありませう。昔の制度では、女子組合員は年金の受給資格がなかった、戦後に新しく受給資格を差し上げたといふことになりませうと、昔にさかのぼつていろいろ制度を変えようといふ問題になります。そうしますと、波及するところは非常にたくさんあるのであります。手とり早い例で、女子組合員に限つて申しますと、女子組合員が十五、六年勤めて業務災害で死んだといふ場合、昔は、男であるならば殉職年金が出るわけでありませうが、女であるために出ない、そういう方々の遺族の年金も出したらいじやないかといふ問題にも発展します。それと同じ非現実の陸軍共済の中でも、非現業部門ならば、男でさへ年金の規定がなかった、二十年勤めようが、二十五年勤めようが、そういう規定がなかった、従つて年金は今でももらつていないといふ方があるわけでありませう。そういう点まで問題としては波及して参るわけでありませう。そのほかいわゆる雇

人でありませうから、非現業の男子雇用人も、昔は年金制度がなかった、小使さん、守衛として二十年以上勤めても、年金がなくて終つておるわけでありませう。そういう面までやはり何か考へなければいかぬのじやないかといふことになりまして、実は問題の発展するところが際限ないわけでありませう。現在の戦後のこうした恩給にいたしましても、旧令、共済にいたしましても、すべて終戦当時の法令の規定でもつて年金の受給権があつたといふところは一応線を置いて、いろいろ措置を講じておるわけでありませう。それ以上戻すといふことになりませうと、ただいま申しましたような問題がありまして、なかなか收拾のつかない問題ではないかと思ひます。

○横山委員 あなたのおつしやる点は、わからないわけではありませうが、少しお伺いしますのは、当時の法律はどういう法律であつたか、私もまだ十分研究が行き届いておりませうので、恐縮ですが、女子組合員なるがゆゑに短期給付ないしは一時金だけ、こういう規定であつたが、女子の中でも、年金をもらつてゐるものはないか。それから最後に、例がないとおつしやるけれども、そういう年金受給資格者でなかつた人で、つまり既得権のなかつた人で、戦後のこのフェーパーをもらつたといふような人はなかつたか、それをお伺いします。

○岸本政府委員 戦後女子組合員だけに年金がなかったかといふ問題は、法律は、旧陸軍共済組合令という勅令でございませう。この中で、女子組合員は年金の掛金はしない、つまり長期給付の年金制度は適用しないといふ

ことがはっきり明示されております。それから戦後に、何か年金関係の特別のフェーバーを受けた、昔そういうルートがないのに新しくもったものがあるかという問題でございますが、これは、御承知のように、遺家族援護法による軍属、あるいは義勇隊、あるいは方面に及んでおります。しかし、これはすべて戦病死、公務死に準ずる戦時災害という点が一つの条件になっております。そういうことで、旧陸軍の女子組合員とはまた趣きが違ひるのでございます。

○横山委員 最後にお伺いしますけれども、数年にわたってこの人々は、大した数ではございませんが、陳情を續けてきておるわけですが、續けておる過程で、おぼろげな方が言っていますことは、大蔵省へ行っても恩給局へ行っても、非常に気の毒がって、一つできる限りの検討をしてあげましようとか、あるいは当然だというふうな意味のことも恩給局で言われて、こういうことで将来に非常な期待を持っているわけでありまして。本来共済組合の問題は、非常に複雑多岐でありますから、率直にいつて、国会議員もその詳細をきわめておる人はさうあるものではないかもしれません。従つて、それらも関連して、おぼろげな方は、政府及び国会が、近い将来でないにしても、何とか改正をしてもらへるのではないかと、期待をもち、老齢の人々がからだに、むちうって、陳情をずっと續けてきておるわけでありまして。私が本委員会では、この間の経緯をあなたの口を通じて明らかにしたゆえんのもの、政治というものは、うそを言つてはならぬし、できもしないことをできるようなこと

を、役所もまた国会議員も言つてはならぬ、努力の限界というものはそこにあるのではないかと、それがほんとうの御親切ではないかというところを、私は今度痛感いたしました。私自身も詳細をきわめておりませんから、これが実際に不可能であるかという点については、まだ十分な結論を得ていませんけれども、これほど深い期待をもつてやっておりますのについて、政府としても、それはまあそういう問題ですから、千波万波にわたる影響があるものというところもわかるのでありますが、もう一回、真剣にこれらの問題について検討をなさるお気持はないものであるかどうか、これを重ねてお伺いをいたします。

○坊政府委員 横山委員の御指摘の件につきましては、私も大蔵委員をやつておるときに、おぼろげな方からいろいろ陳情を受けて、その事実はよく存じております。ところで、今おっしゃいました、役所の方では非常に甘いことを言つておるといふようなお話をございしますが、先ほどから課長がいろいろ申し上げました通り、現段階において大蔵省で考えておりますことは、旧令によつて受給権を得たというふうなものについて考へておられます。その他のものに波及するというところにつきましては、非常に慎重な態度をとつておるわけでございますが、御指摘の件は、私もよく事情を承わつて、またことにおぼろげな方のお話だといふふうにも考へておる次第でございます。今後慎重に検討をして参りたいというふうな考へております。

○横山委員 政務次官から御親切な御答弁をいただいたのですが、またその慎重な検討をするという言葉に、おぼろげな方に長期にわたつて希望あるいは運動を続けさせて、そうしてその結果がどうなるかということ、私としては心配するわけですが、従ひまして、重ねてもう一度省内で十分に短期間のうちに検討して下さいまして、少くとも本月中旬に政府から最終的な理解ある回答がされるように、私は要望したいと思ふのですが、いかがでありましようか。

○坊政府委員 どうも先ほど申し上げました通り、政府として考慮しなければならぬ点は、いろいろほかへ波及するということも考へなければならぬので、今月中にはつきりした返事をしろということにつきましては、ちよつとどうもここで確答をいたしかねますけれども、私申し上げました通り、検討はして参りたいと思つております。

○横山委員 これは坊さん、そうおっしゃいますけれども、問題はもう明らかになつてしまふ。明らかになつてしまふから、あとどういふふうにするかということが判断の問題として残つておるわけですが、私は重ねて申し上げますけれども、おぼろげな方の今日までの運動なり努力なり、あの人々によつては、国会へ来る電車賃についてもなかなか負担の多いことだろうと私は思ひます。そういう意味で、今あなたの御答弁で、慎重に重ねて検討してやろうとおっしゃつたことの結論が、どうあるかはわかりませんが、私としては、十分に考へてほしいという希望を付しておきますが、これがまた長期にわたつて、無用の費用をおぼろげな方に使わせるといふことは、いかがかと思ふ。

○坊政府委員 御趣意は非常によくわかり、私も十分に御配慮願つて、しかるべき適當な機会に、御質問を本委員会において私はいたすことにいたします。

次に、公共企業体職員等共済組合法について御質問をいたしますが、去年の通常国会において、参議院においてこの一部改正法案が審議終了となりました。あの審議終了になりましたことによつて、政府は、本国会にどうなさるおつもりであるか、この国会には、公共企業体職員等共済組合法の一部改正法案は提出しにしないものであるかどうか、何とも話は聞いておりませんが、審議終了になつた結果について、本国会においてとるべき政府の態度をお聞かせ願ひます。

○横山委員 政務次官に誠意がないというヤジが飛んでおりますが、重ねて申しません。この点を十分に御配慮願つて、しかるべき適當な機会に、御質問を本委員会において私はいたすことにいたします。

○坊政府委員 御趣意は非常によくわかり、私も十分に御配慮願つて、しかるべき適當な機会に、御質問を本委員会において私はいたすことにいたします。

○横山委員 政務次官に誠意がないというヤジが飛んでおりますが、重ねて申しません。この点を十分に御配慮願つて、しかるべき適當な機会に、御質問を本委員会において私はいたすことにいたします。

○坊政府委員 御趣意は非常によくわかり、私も十分に御配慮願つて、しかるべき適當な機会に、御質問を本委員会において私はいたすことにいたします。

○横山委員 政務次官に誠意がないというヤジが飛んでおりますが、重ねて申しません。この点を十分に御配慮願つて、しかるべき適當な機会に、御質問を本委員会において私はいたすことにいたします。

○坊政府委員 御趣意は非常によくわかり、私も十分に御配慮願つて、しかるべき適當な機会に、御質問を本委員会において私はいたすことにいたします。

○横山委員 政務次官に誠意がないというヤジが飛んでおりますが、重ねて申しません。この点を十分に御配慮願つて、しかるべき適當な機会に、御質問を本委員会において私はいたすことにいたします。

○坊政府委員 御趣意は非常によくわかり、私も十分に御配慮願つて、しかるべき適當な機会に、御質問を本委員会において私はいたすことにいたします。

従つて短期間のうちに、政府としての最終的な結論を出してもらつた方が、いろいろな意味において親切であらう、できるならば、おぼろげな方の希望がある程度満たされるようにしてやつてもいい、というふうにお願ひするわけですが、その意味をくんで、重ねて御答弁をお願いいたします。

○坊政府委員 御趣意は非常によくわかり、私も十分に御配慮願つて、しかるべき適當な機会に、御質問を本委員会において私はいたすことにいたします。

○横山委員 政務次官に誠意がないというヤジが飛んでおりますが、重ねて申しません。この点を十分に御配慮願つて、しかるべき適當な機会に、御質問を本委員会において私はいたすことにいたします。

○坊政府委員 御趣意は非常によくわかり、私も十分に御配慮願つて、しかるべき適當な機会に、御質問を本委員会において私はいたすことにいたします。

○横山委員 政務次官に誠意がないというヤジが飛んでおりますが、重ねて申しません。この点を十分に御配慮願つて、しかるべき適當な機会に、御質問を本委員会において私はいたすことにいたします。

○坊政府委員 御趣意は非常によくわかり、私も十分に御配慮願つて、しかるべき適當な機会に、御質問を本委員会において私はいたすことにいたします。

○横山委員 政務次官に誠意がないというヤジが飛んでおりますが、重ねて申しません。この点を十分に御配慮願つて、しかるべき適當な機会に、御質問を本委員会において私はいたすことにいたします。

○坊政府委員 御趣意は非常によくわかり、私も十分に御配慮願つて、しかるべき適當な機会に、御質問を本委員会において私はいたすことにいたします。

組合法の昨年の共済組合法の一部改正法案と同じ趣旨の法案は、これはどうしても出さざるを得ないと思ひます。並行いたしました、公企体の一部改正法案もやはり出さざるを得ない、その点は私も考へております。ただ先ほど御質問のございました退職年金法案全体の取扱ひがまだきまつておりませんので、そちらがきまつれば、それからに繰り込んで公務員の方は処理したい。そうすれば、公企体の方もそのときに一緒に出す、こういうことになつております。実際問題としては、この国会にぜひ提出せざるを得ない問題であらう、かように考へております。

○横山委員 この国会に国家公務員共済組合法は新しい年金制度の法案で、それから公企体の共済組合法は一部改正で提案せざるを得ないとおつしやつておるのですが、理事会でも問題になつておるのだから、解散もあらはら話が出ておるのに、のんびりだらりと、もう三月も半ばになんなんとするときに、出さざるを得ないなんて言つておつて、一体ほんとうにこの国会を通す気持があるのかどうか。これは、坊さんにお伺いしたいのですけれども、国家公務員の年金制度の法案でもさうですけれども、あしたかあさつて閣議へ出す。来週におそらく本委員会に出てくると思ふのですが、この国会で年金制度と、先ほど話が出た公共企業体職員等共済組合法、これらの共済組合法関係の法案を衆参両院でほんとうに通す気持があるのかどうか、政府の決意を一べん聞かしてもらいたい、その都合でまた……

○坊政府委員 実は、この件に関しま

父母について五十五才以上の制限をつけないうこと、遺族一時金を受ける遺族を、組合員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していない子、父母、孫及び祖父母についても、これは当時旧法において認めおつたことであるから、これを追加して改正の際に繰り込むべきだといふ点について、私は、私はもつともな点があると思つただけであります。今岸本さんが、御趣旨はわかるけれども、改正法の中へ繰り込むことを今ここで言うわけにはいかないとおつしやるのだが、今言ひました数点については、一つは本委員会が議決したことである、それから他の条項においては、旧法において既得権として認めておつたことである、従ひまして、この際公共企業体職員等共済組合法が近く本委員会に提案をされるわけでありまして、あなたの方で、すでにこの内容について審議が行われていると私は思つてゐるわけでありまして、だとすれば、これらの諸問題について、改正法案を作成するに際して、十分な考慮を払うべきだと思つたわけですが、その点はいかがですか。

○岸本政府委員 最後の御指摘の点は、国家公務員の場合もやはり共通な問題でございますから、なお十分検討いたしたいと思つております。

○横山委員 そういふ簡単なおさなりの答弁では、困るわけでありまして。私は、これらの諸問題については、政府が御提案なさなければ、これはいろいろの關係もありませんから、本委員会へ議員提案として出さなければならぬと考えております。そういふめんどうなことが生じないように、政務次官に、もう一ぺん懇請ではあるけれども、

本委員会における議事が円滑に進みますように、先ほどからいろいろあげました問題、まだあと多少あるわけでありまして、これらの問題について、主務大臣及び關係の組合員の意見を聞いてもらつて、十分な配慮をしてもいいたいと思つておりますが、どんなものでありましようか。

○坊政府委員 御意見のように、既得権ないしは期待権といつたようなものは、尊重しなければならぬといふふうに考へております。そこで、今度の改正法というもののこれをどう扱うかという点につきましては、諸般の角度から考へまして、できるだけこれを尊重して検討していくといふことで、本日は御了承願ひたいと思ひます。

○横山委員 それでは、旧令等による共済組合法等の私の質問をこれで終ることにいたしますが、これらの問題は、一にかかつて今回政府から提案される予定の国家公務員の共済年金制度の法律案に関連をいたします諸問題であります。公務員の退職年金制度がかくも政治的に発展をいたしましたために、問題の中心が所管の問題として発展して、自余の組合員諸君が考へておりますさまざまな不満なり、希望なりが十分に尊重されることなく、大筋の問題として提案されるような気がして相なりません。従ひまして、あと若干の日にちで政府として判断をされ、本委員会に提案をされると思つたのでありますけれども、こいねがわくは、これらの問題を至急検討して下さい、善処されんことを要望して私の質問を終りたいと思ひます。

○石野委員 共済年金制度に関連いたしました、私は一点だけお尋ねしたいと思ひます。住宅金融公庫とか、国民金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫の四公庫の問題についての退職金の問題であります。この問題は、ちやうどただいま横山委員から公社の従業員に対するいろいろな質問がありましてと同様に、共済年金制度が確立されるに、これらの従業員についての退職金制度の問題をどういふふうにか考へるかといふことを、はつきりとお聞かせ願つておきたいと思ひます。現在これらの四公庫は、大体同じような格である三公社五現業と比較して、退職金の面においても、退職金の問題におきまして、非常に怪視されてゐるような感じがあるわけでありまして、先般給与の引き上げのときにも、この四公庫の問題については、何か置き去りにされて、あとから追つかけてベース・アップの問題を考へてもらつた経緯もありました。この際退職金の引き上げの問題について、四公庫を三公社五現業と大體同様の扱いにするような考へがあらまけんかどうか、この点を政府にお尋ねいたします。

○岸本政府委員 ただいまの御質問の退職金の給与制度の問題であります。これは、退職手当の問題に限つての御質問であらうと思ひます。公庫の退職手当は、従来大體國家公務員の退職手当、それから一方には市中金融機關のあり方、そういうようなことを頭にに入れて、御満足していただける線まで進めて参つたわけでございます。今後かりに公務員の退職年金法案が通り、あるいは退職手当法が變つて参るといふことになりましたと、やはり状況の變化でございますから、これに伴つて制度の内容を再検討するといふことは、必要だろうと思ひます。

○石野委員 いずれ再検討するといふ意思がはつきりすれば、これはまたその方面で解決はできるものと思ひます。が、現状は、この四公庫の従業員に対しては、非常に退職金の問題について不備な点が多いと思ひます。今給与課長がいわれたように、公務員とか、あるいは他の銀行の従業員諸君と勘案しながら考へてゐるとはいふすけれども、實質的には、今この四公庫については、退職金制度というものはまだ整備されてゐないといふのが実情だと思ひます。國民金融公庫には一応ある、それに準ずるような形で、これらの四公庫はそれぞれ退職金問題の取扱ひを受けておるのが現状であつて、完全なものになつてゐないと思ひます。この際特に三公社五現業あたりとの関連性にもかんがみまして、またそれから一般の公務員、それから銀行關係の従業員とも関連をいたしました考へなければならぬことは、これらの他の企業体におきましては、ベースの問題にしても、また退職金の問題にしても、それぞれ経済の動き等に関連して、いふんアップしてあります。ところがこの四公庫については、そういう経済事情に随伴するような形でアップがなされてゐないのが実情だと思ひます。いずれ共済年金制度の改正に伴つて、また考へなくちやならぬ状態が出てくるだらうといふ課長の御答弁であります。が、現状の四公庫従業員に対する退職金制度は、非常に不備だと思ひますので、これらについて、現在課長はどういうような考へ方をお持になつて

おられるか、一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○岸本政府委員 今御指摘のございましたように、正式に大蔵大臣が認可しました退職手当規定を持つておりますのは、國民金融公庫だけでございまして、あとはございません。そういう点も、正式に早いところきめる必要があるのではないかと思ひます。内容的に申しまして、どういふ点が不備であるか、これは、一々具體的にまだ実は承つておらないのでございまして。ただ何となくレベルが低いから上げてほしい、金額が少いから上げてくれ、こいねがわく、御要求があるわけでございます。これも、公務員との均衡といふことも頭に入れて、今までやつて参つておるのでございまして。直ちにその支給率の基準自体をどういふふうに変えていくかといふことは、公務員をこのままにして置いて、これだけを変えていくといふことはなかなかむずかしい問題じゃないか。ただ、そのほかの技術的ないろいろな支給の基準、たとえば勝手にやめたらどれくらいだとか、死亡の場合にはどれくらい増しにするとか、そういう技術的な配分の問題については、確かに再検討する部分もあるように私も考へております。不備と申せばその辺のところでございます。

○石野委員 課長は、今何となく金が少いから上げてくれといふようなことをいつてゐるのだと思はれる。これは、非常に思ひやりのない見方だと思ひます。退職金の問題を考へる場合には、どの場所におきましてもさうであるように、その人たちがふたつ職場で働いてゐる時の労働条件なり、それに對する給与条件というよりなものと

一連の關係があることはもちろんでありますが、法律的な性質は、あるいは債権の棒引き、こういうことであるかと思ひます。

○石野委員 法律の見解は債権の棒引きということになっておるといふことは、大体わかるのだが、それをあなただの所管の立場から見ても、どういふふうにお考えになるかといふことを聞いておるのです。特にこれは、今後国際収支を改善するためにも、また日本の貿易政策を遂行する上からいきて、いろいろの問題を残すと思ひます。が、こういう問題について、所管大臣としての御意見を承りたい。

○前尾國務大臣 先ほど申し上げましたように、賠償の一環として経済協力という面もあり、あるいは債権の棒引きという面もある。これは広い意味でありましたら、一連の賠償といふことでありましたが、そういうふうな経済協力というふうなものに一つの関連したものだと思ひます。ただ貿易政策の面からいいますと、債権の棒引きといふことは、必ずしも好ましいことではないと思ひます。ただインドネシアの最近の状況を考えましても、結局経済協力で金を貸すということにしましても、賠償を払いましたとしましても、焦げつき債権の回収といふことは非常に困難なことでありま

す。また大きな意味からいいますと、そのかわり今後におきまして極力正常貿易を拡大していくことで考えていきます。一応整理をしてしまふといふ考え方も、必ずしも悪い影響があるのじやなしに、そのかわり今後におきまして、正常貿易で互いに焦げつきのないようにならうという手段をとつて参ります。私には万やむを得ないところでありまして、大きな支障もないのじやないか、かように考えております。

○石野委員 広い意味では賠償だろうといふふうな見方をしながら、この債権を放棄することは、今後正常な貿易を広げるためによろしかろう、こういう考えだといふたさいの御意見ですが、この債権は、大臣のお考えでは、もう取り立てができないというふうな事情に置かれておつたのでしうか、その間の事情はどういふふうになつておつたのでしうか。

○前尾國務大臣 最近の状況で申しますなら、なかなか向うから輸入するものも大きく期待はできないのであります。さりとて全然輸出もせずに、輸入だけをやって取り立てるといふことは、かなり困難な状況だと思ひます。もちろんその当時におきましては、そういうことは考えていなかったと思ひます。最近の状況におきましては、これだけのものを余分に輸入するといふことは、非常に困難であつたことは間違いないと思ひます。

○石野委員 私の聞いているのは、この債権の取り立てをすることが非常に困難だといふことだけではないで、将来にわたつても、棒引きをしなればならないように債権の取り立ては不可能であるといふような条件があつたかといふことを聞いておるのです。

○前尾國務大臣 絶対に不可能というわけではないかも知れませんが、しかし、先ほど来申しておりますが、非常に困難な状況にあつたと思ひます。

も、困難である。困難であるといふことの意味は、オープン・アカウントの方式による両国の間の貿易關係は、一応向う側からは断られたわけですから、そういう關係ではできなかったかと思ひます。しかし、債権を債権として国が持つてゐる以上は、取り立て得られるものでしうから、困難であつても、それを取り立てなければならぬといふ責務は国にあるはずだし、特にあなた方が、貿易關係で国の富をふやそうといふことを考える場合に、いたづらに困難だからといって棒引きをするといふことになると、これは大へんなことになると思ひますが、岸内閣の考え方としては、困難になつたなら棒引きしてやろう、こういうふうな考え方ではこの棒引きをなさつたのですか。

○前尾國務大臣 これは、先ほどから申しておりますように、ただ困難だから取り立てをやめた、こういうわけではありせん。広い意味におきまして、インドネシアとの今後の経済協力、あるいは法律的には賠償じやありませんけれども、広い意味で両国の国交の回復といふような意味合いからいふと、これもやむを得ないといふふうな考え方をいたしております。

○石野委員 それでは、取り立ては不可能ではないけれども、また法律的には賠償ではないけれども、広い意味において賠償だといふ意味においてやむを得ないものだ、こういうふうな考えをたから、それでこの棒引きをしたとおしやるわけですか。

○前尾國務大臣 大体そういうふうなことであります。

す。とにかく法律上には賠償にはしてなければいけません、実際には賠償なんだ、ただ取扱いの上ではそうできなかったからといふのは、これはこちらの關係だけであつて、インドネシアとの關係では、広い意味の賠償といふことになれば、これは考え方は全然違つてきます。だから、われわれはそういう点で問題が非常にあるわけでありますが、そういう意味で、これは大蔵大臣などの答弁とあなたの答弁とは食い違つてゐる、これは政府にとつても非常に大事なことだと思ひます。私どもは、今回のこの棒引きの問題について一番大事だと思ひますことは、一億七千六百九十万ドルといふものは国の債権でありますから、若干の困難はありましても、長年間にわたつてとれるものにとるべきだといふ考え方をわれわれは持つてゐるわけですが、しかし、それにもかかわらず、政府が今回のインドネシアとの平和条約を締結するに當つて、これを賠償とは別なものととして棒引きをしておるといふところに、非常に大きな疑義を持つてゐるわけです。

今、通産大臣が言つたように、広い意味で賠償だといふような考え方ではこれを支払われたといふことになれば、これは、政府としては非常に大きな食い違いがあるわけですから、私はこの際委員長にお願ひしたいが、総理大臣にここに來てもらつて、この問題に対する見解の統一された答弁をいただきたい、こゝろ思ひ。

○前尾國務大臣 私は先ほど来言つておりますように、賠償を動機とした一連の行為には違ひないと思ひます。しかし、はつきり申し上げておるよう

に、法律的に賠償の問題ではなしに、経済協力その他の、多少それぞれニュアンスは違ふと思ひますが、みな一連の行為ではあるわけですが、賠償とはつきり申し上げたわけではないので、大蔵大臣と別に意見は食い違つていないと思ひます。

○石野委員 これは、また私はあとで総理大臣などの出席を求めて、意見を聞きたいと思ひますが、こゝで、賠償に關する一連の行為といふ建前でこの問題を見ようといふことになると、大蔵委員会にただいま提案されております外國為替特別會計法の一部を改正する法律案を検討する上に、また問題が出てくると思ひます。これは、またあとでも一度検討を加えたいと思ひます。

なおお尋ねいたしますが、債権の棒引きといふものを賠償行為の一環として考える場合ならば、これは非常にわかりにくいのでございまして、けれども、しかし、これを外國為替資金特別會計法の一部を改正する法律案といふような形で、外為特別會計法の損失に対する処置のようない方をしようになつてくると、これは非常に問題が違つてくるわけですが、私は、この機会になお通産大臣にお聞きしておきたいのです。が、インドネシアの方は、この焦げつき債権といふものに対しては、私たちが知つてゐる範圍では、支払いをしな

いといふような意思表示はしてなかつたと思ひますが、その理解しておつてよろしいのでござい

か。

○伊藤説明員 昨日お答え申し上げましたように、一九五四年六月末日ないし七月一日におきまして、それまでに到來いたしました債務につきまして、向うとしては支払いを拒絶して参つた

のでございます。その後の経緯につきましても、通産省よりむしろ外務省の方で御答弁いただいた方がよいと思ひます。

○石野委員 大だいまの支払いを拒絶して来たというときには、どういふよるな先方の意見で拒絶してこられたのですか。

○伊藤説明員 これは、外務省から交渉いたしておりますので、そちらの方が適當かと存じますが、一応われわれの聞いております範圍では、インドネシア側が外貨の事情が相當不足して来たといふやうなことを理由にして拒絶して来たやうに伺つております。

○石野委員 外務省がいなければ、大蔵でもどちらでもいいですが、答弁がいただけたら……。その後どういふやうな事情になつておりますか。

○正政府委員 昨日外務大臣、大蔵大臣からお答えを申し上げました通りに、交渉の経過においては、いろいろございまして、最終的には、岸総理がおいでになりました、スカルノ大統領と交渉になりました、先ほど来通産大臣がお答えになりました通りに、將來の日本とインドネシアとの關係をよくする、いろいろな意味でよくするといふ意味から申しまして賠償を払う、同時にこの焦げつき債権を棒引きするといふことが、両者の間において見解が一致いたしました、さういふにとりきめたとし、昨日来お答え申し上げた次第でございます。

○石野委員 賠償支払いと同時にこの焦げつき債権を棒引きするという條件になつておつた——私の今聞いたのは、実は先般、外貨事情が先方で悪くなったから、支払いはできないと断

つて来た、その後のものについてやは断つて来たかどうかといふことを聞いたわけですが、その点もう一度……。

○正政府委員 昨日外務省の参事官からお答えを申し上げたのですが、その点に若干言及が足りなかつたかとも思ひますが、もとより今回の交渉の経過におきまして、インドネシア側は、この焦げつき債権を、非常に長期にわたつて、一種の借款に切りかえるやうな考え方があつたこともございまして、さういふ段階があつたこともございまして、しかも、そのときは、むしろ賠償を先に支払うほかに、なお日本政府からの経済協力的な負担といふやうなことを考へておつたやうに伺つております。もとより交渉の直接の側に当られたのは、外務当局でございますが、われわれは間接的でございますが、さういふことも伺つております。さういふ経過があつたことは事実でございますが、それらの経過を経まして、最終的には、先ほどお答えを申し上げました通りの両者の見解の一致を見まして、ここに妥結を見た、かように承知をいたしておる次第でございます。

○石野委員 問題の核心がやはり外務省關係のものが多いので、外務關係の方がいいとはいはつきりわからない点があるのです。これは委員長、あとで外務關係、大臣をこの席へ呼んでいただきたいと思ひます。

なお通産大臣にお伺ひしますが、もしこの債権を残しておきますと、實質的には、ただいまお話をあつたやうに、別段向うでは、債権を払わないといふことは、終局的には言わなかつ

たわけです、払います。特に昨年の七月ころには、ジュアンダ首相からの書簡などを見ますと、それは別個に払いましょうといふことを言つてきていたとわれわれは承知してゐるわけですが、さういふ事情の中で棒引きしたわけでありませんが、もしこの債権を残しておいたとすれば、どういふ障害が起きたんでしようか。特に通産大臣の所管する国際貿易の上では、両国の貿易の上ではどういふ障害が起きたのでしようか。

○前尾國務大臣 こういふ焦げつきみたいなものができますと、それがいろいろとその方の交渉がやかましくなつて、また無理な取り立てもやらなければならぬ、さういふことになりまして、両者の国交は常に円滑を欠く、さういふことになると思ひます。従つて、さういふことなしに、今後の相互の貿易を拡大していくといふ方がかえつていいといふことは、他の国においても言えるのではないかと思ひます。焦げつきますと、どうもそれが支障になつて、その後の貿易の状況はむしろ縮小していくといふやうな状態が見られるのであります。さういふ意味からいいますと、さういふものを残しておきますことは、率直に申し上げて、今後の兩國の貿易には決していい結果をもたらしません、かように考えております。

○石野委員 いろいろ債権を残しておけば、將來の貿易が非常に支障を来たすだらう。さういふものがあるよりもない方がいい、このことはよくわかるんです。ただこの際、通産大臣は貿易政策を実施せられるに當つて、常に國民經濟の立場から貿易の問題を考へる

ことだらうと思ひます。従つて、貿易が一面で非常にスムーズにいく反面では、その貿易によつて利益を受けようとする國民經濟、特に國民の側に損害があつたのでは何の意味もなさぬことになる。従つて、われわれは、今回の債権の棒引きに當つて、これが國民經濟の上にとりいふやうに影響するかとさういふことを考へなければならぬ。私には、この機会にお尋ねいたしますが、この債権を放棄することによつて、この債権の原因になつたいわゆる輸出業者の諸君にはどれだけの損害が出ておるのでしょうか。

○前尾國務大臣 御承知のように、これはオーブン・アカウントをやつておつたわけでありまして、それが正常な姿で、初年度等におきましては、問題なしに向うも債務を履行して来た。その後の一年間におきまして、向うから非常に輸入が行われたといふので、こつちも輸出しておつたわけでありまして、精算をして、さういふ帳じりを処理してもらいたかつたときになつて、処理できなかつた。従つて、これは国内の商社だけの問題ではなしに、總體的に考へるべき問題だと思ひます。もちろん当時輸出をしました商社につきましても、これは、輸出するときに、御承知のように金ももらつたわけでありまして、国内におきましては、もちろん輸出業者、あるいは生産業者は何ら損害をこうむつておらぬ、これは事実であります。

○石野委員 債権の棒引きをすることによつて、輸出業者は何らの損害をこうむつていないといふことは、その通りだと思ひます。それでは、この債権の棒引きによつて、その損害はだれが背

負うことになつておりますか。

○前尾國務大臣 これは、結局國民全体の損失、さういふことになると思ひます。

○石野委員 債権の棒引きが重大な意味を持つといふことは、さういふ点にあると思ひます。これは、政府がインドネシアとの間の交渉をするその段階において、法規的な形では賠償じゃないけれども、賠償の一連の関連においてさういふことをきめた。それは、結局國民の負担になるのだといふ点に非常な大きな問題があるといふわけは見えてゐるわけですが、そこで私たちは、この債権棒引きといふ問題の取扱ひといふのは、當然商売のケースから離れた政治的な立場で取り扱われたもの、さういふやうに見られるものではないやうに考へます。それは、通産大臣もさういふことにお考えになつておりますか。

○前尾國務大臣 これは、政治的な問題でありまして、しかし、お話しのように、今後のインドネシアとの貿易を円滑にして、さうして將來の市場として育て上げていきますことは、またひいては國民全体に利益をもたらさる、さういふやうにも考へておるわけでありまして。

○石野委員 この債権棒引きの問題でわれわれが問題にしなければならぬことは、政府がインドネシアとの交渉の過程で、これは完全な賠償の一行であるにもかかわらず、賠償行為と切り離した形で処理しようとするところに、非常にこそくな、しかも國民の目をそらす一つの問題点がある、さういふやうに見えてゐるわけですが、さういふのは、通産大臣は、今度の問題については、賠償行為の一環としてなされたも

九

第一類第五号 大蔵委員會議録第十六号 昭和三十三年三月十二日

のであるというところをはつきり言つておきますから、そういう点で、なお岸総理などにお尋ねしなければならぬものがあると思います。私は、この際政府は、国民の場というものをよく見つけて、こういう債権棒引きの実態というものがどういふものであるかということをはつきり知らす必要があると思ふ。今ここに提示されておる外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案というのを見てみますと、これは、この会計法の一部において損失が発生したということだけで始末をしやうとして、あたかも商売をやつて、その商売の上で損が出たから結末をつけろのだというふうな印象を与えるという詐術が、ここに行われている、トリックがあるわけです。われわれは、こういう問題は、国民に対して非常に不信を招くものだ、こういうふうに考えます。政府は非常にふまじめで考へます。政府は、やはり今回の問題について、通産大臣などが特に通産行政の上で、貿易関係の面で国民経済に利益を、一そう大きくしようとする立場から考へますならば、国民に対するこういう立場も、もう少し真剣に考へるべきだというふうに思ふわけです。私は、これはどうしてもやはりはつきりした立場で政府は取り扱ふべきだと思ひます。今通産大臣にそういうことを言つてもいたし方ありませんから、もつと通産大臣は、この点はつきり総理大臣とか、あるいは外務大臣と折衝をして、これは不明瞭な形で処置させないようになすべきだ、こういうふうに思ひます。

つき債権の発生される経緯を見ますと、昭和二十七年に貿易支払い取りきめが行われて、特に六千万ドルの処理の問題は、皆さんの間でいろいろ話合ひがあつた。これが四回払いか五回払いでなされるはずのものであつたところ、たつた第一回目の処置がなされただけで、あとはそのままになつてしまつた。しかも二十九年には、旧債の未払い分について、インドネシアの方からは、先ほどお話をあつたように不払いの意思が明確に表示されておる。そういうふうな前例があり経験があつたにもかかわらず、なぜ通産当局は、このオープン・アカウント勘定を依然として昨年まで維持してこられたのですか。これは、大臣からその間の経緯を詳しくお聞かせ願ひたい。

○前尾國務大臣 実は、当時の事情につきましても、これは私もよく承知しないのであります。ただオープン・アカウントの勘定は、御承知のように、お互ひに外貨を持ち合せぬ国々の間におきましては、その帳じりの決済だけ外貨を使う、こういうことは、貿易の円滑化をはかるためには必要な場合が多いのであります。ことに最近では、日本は多少外貨がたまつて参りましたが、まだ外貨のない時分におきましては、そういう姿で貿易をやらざるを得なかつた。御承知のように、一時は十六カ国もそういうふうなオープン・アカウントの勘定でやつておつたわけでありました。最近そういうものをだんだん整理して参りまして、現在六カ国ぐらゐ残つておると思ひます。しかし、今残つておりますのを見まして、日本が必ずしも出超でなしに、入超の国もあるわけです。従つて、その

ときそのときの、まだその国の実情を見きわめてやりましたら、オープン・アカウントを使うというところは、これは先ほど来申し上げております通り、貿易の円滑にはむしろ益するところが多し、こういうふうな考へるのではありません。そういうふうな意味合ひからしますと、このインドネシアのオープン・アカウントの問題にしましても、当時としてそういう方式に従つてやつてきたのは、両国の貿易の円滑化をはかるという意味があつたと思ひます。

○石野委員 大臣にお尋ねしますが、両国の貿易の円滑化をはかるというこの意味は、私どもの考へでは、結局双方とも利益し合はなかつたやいけなことが、結局の目的なんだろうと思ふのです。ところが、先ほど申しましたように、六千万ドルの処理の問題についての話し合ひも不履行のままにあり、しかも二十九年になりました。向うからは、もう外貨がないから支払いできませんという不払いの意思表示をはつきりしてきておる。そういうふうな明確な意思表示をしてきておるときに、なおかつ両国の円滑な貿易の振興という問題を、依然としてオープン・アカウントの形でやるというふうな考へ方を持たれたということについて、われわれは非常に不審がある。日本の通産行政というものは、そういうふうに底抜けのお人よしなんです。通産大臣は、そういうふうな考へ方をそのまゝ認めますか、あなたののおつしやる貿易の円滑化というものは、どういふことを意味しておるか、ちよつとわからないのだが、もう一度、そういうふうな点についての所見を聞かしてもらひたい。

○前尾國務大臣 結果から見ますと、えらいお人よしになつたわけでありすが、当時としては、そういう懸念はないのだというふうに考へておつたと思ひます。おそらく最初は、向うでも実行して参つておりました。それは、多少払いを延期するようなこともあつたかも知れない。まあそういうふうな見方をしておつたとも思ひます。まあ私、当事者に聞いたわけではありませんが、おそらくそのときには考へなかつた、他の国の、円滑にいつておられたのだらうと思ひます。私當時のことは、また當時の方々の心境については、よく聞いておりませんが、お答え申し上げかねますが、そういうふうな予想しておるわけであります。

○石野委員 通産大臣は、その当時の当事者でなかつたといふことはよくわかるけれども、しかしこの当時も、やはり依然として自由民主党の政府であつたわけですから、そういう関係で――まあその当時は、まだ自民党はできていなかつたのだけれども、大体政府の主体をなしておつたのはあなたの方の政党だつたわけですから、そのときそのときの事情については、あとの責任者が責任をとならないといふようなことでは、国の政治は非常に不安定になつてくる、これはよくないことです。私は、當時のことについて、もつとやはり責任のある政府の所見を聞きたくつたのです。しかし、ただその当時のことはともかくといたしまして、昨年は、六月になりましたと、向うの方で、六月の末にはもうオープン・アカウントの廃

止の一方的通告があつたはずですね。そうでしょう。

○伊藤説明員 さようでございます。

○委員長退席、黒金委員長代理着席

○石野委員 そのオープン・アカウントの廃止があつた後において、なお今度は問題があるわけです。その後、オープン・アカウント廃止後今日に至るまでの間に、このオープン・アカウント方式での貿易がなお行われた。そして七月以降十二月までの間に約千九百万ドル、二千百万ドル近い輸出超過がやはり出てしまつておる。こういうことは、通産行政上どういふふうにあなた方は見ておられるのですか。しかも、すでに昨年の四月三十日には、あなたの方の内閣では閣議を開いて、この対日請求権関係閣議をこつたものを開いて、その席上には、あなたが出ていなかつたが、あなたの前任者の水田さんが出ておつた。そこで大体焦げつき債権の一億七千万ドルの棒引きの決意をなさつておるといふことも、われわれは当時新聞で承知しておるわけです。そういう棒引きを承知していなから、しかも向うからオープン・アカウント勘定の廃止の一方的な通告を受けて、なおかつ貿易に輪をかけていふ輸出超過をさせるというふうなあり方というものは、もつてのはかだた私は思ふのです。そういう問題について、通産当局はどういふふうにお考へになつておられたのですか。

○前尾國務大臣 私は輸出超過と考へておりません。それは、ある時期を画しして、そして計算をいたしまして、輸出入の調整をやつてきたわけでありまして、それでその六月末ですでに

ライセンスのおりておりますもの——
輸出入のバランスを考えますと、御承知のように、輸出と輸入と見合せてやっておりますから、それにつきましては、中小企業者の方々がすでにライセンスをとっておられるのです。従つて、先ほど千九百万ドルのおつしやつたのですが、たしか九百万ドル、第一回が四百六十万ドル、それからそのあとがたしか——第二回目は比例で各商品ごとに切りまして、そして輸出を認めただけです。その総額におきましては、輸出調整をやりましてから輸出入のバランスをとつた、こういうことになっております。

○石野委員 あなたは、私が輸出超過だと言つたら、輸出超過じゃない、あれは輸出入調整をしたのだ、オープン・アカウント勘定の中におけるところのすでにライセンスをとつておる者に対して、特に輸入した者が輸出権を持つておるという立場から、そういうことを言われたのだと思ひます。私も、その事務手続の問題はわからないわけじゃない、よくわかる。ただし、あなたも御承知のように、この問題は、結局輸出業者の損失にはびた一文だつてなつてはいない。しかも、その損失は、全部国民が負担するということになつておる。あなたは、その当時、これが棒引きになつたならば、国民の負担になるということはおわかりにならなかつたのですか。

○前尾國務大臣 大体焦げついております一億七千万ドルは別にいたしますと、バランスはとれておるわけで、別にそれが焦げつきを増したというふうには考へていなかったであります。

○石野委員 それは、あなた方が輸出

入調整の問題からくる輸出権という問題だけでいいのであつて、われわれは、純経済的な立場から考へて、当時向うから輸入したもの、それからこちらから輸出したものとの差額が、三十二年六月現在においては、一億五千七百八十七万五千ドル、これだけのものがあつたはずで、その後輸出の差額、特に輸出超過があつて一億七千六百九十一万四千ドルになつたわけですよ。これは、純経済的にいへば、この間の差額は千九百万ドルあるじゃないですか。その時点において切れば、この差額は一億五千七百八十七万ドルでおさまつたわけですよ。ここで、あなた方が事務官廳的な立場でものを言うのじゃなくて、特に私は通産大臣にお聞きしたいことは、なるべくならば、これを国民の負担にならないように処置されるようなことではないか、いかにいふと、観念から聞くと、あなた方は、ただ事務的な立場だけでものを処理して、国民にはどんな負担がかかつてもいいのだ、業者の方々に約束をしたのだから、それは果してやらなくちゃいけない。しかし、それは結局やはり納税者に対しては、大きな負担になるということはわかつていながら、そういうようなやり方をするということに対して、われわれは文句を言うわけですよ。あなた方の立場からするならば、業者に対しては、どこまでも一つサービスいたしまして、しかし国民に対しては、税金は幾らでも出させて、棒引き負担はさせましょ。こういふ、実際に国民に対してはつれない立場をとつておるわけですよ。そういう点で、あなた方の処置の仕方というものにわれわれは問題を持つ。それは、あなた方が

事務的な立場で説明すれば、これらの人々は輸出権を持つておるのだから、バランスはちゃんととれておるのだ。それなら私は聞きましょ、あなた方がこういふように輸出の調整をするような段階になつた昭和二十九年以降におけるところの業者と、それから二十九年当時の貿易業者とは、その内容が非常に違つておるのでしょうか、そんなことはいいです。ほとんどみんな依然として同じ業者が、その間の貿易取引をやつておるはずですよ。焦げつきをずつと出してきた商社というものは、変つていないのですよ。

○前尾國務大臣 變つていないかも知れません。しかし、これは業者だけを保護するという意味でも何でもないのであります。これは、やはり国民経済全体の考へ方をしまして、少くとも輸出に対して信頼を持ち、輸出努力をしなければならぬという気持ちを起さすためには、やはり筋を通していかなければならぬ。国民経済全体の問題として、輸出は何も輸出業者のための輸出ではないので、われわれ国民経済全般の問題として取り上げておるわけでありまして、従つて、単なる業者保護というだけの考へでやつておるわけでは絶対にありません。

○石野委員 あなたがさういふふうにおつしやるならば、もう少し基本的にお尋ねしますが、国民経済全般の立場に立つてあなたがバランスを考へるということは、この国の富をふやすというためにバランスを考へておることだろつと思ふ。国の富を減少するといふような形であつた貿易の指導をされるというところが、国民経済全般の立場に立つ行政だといふふうにお考へに

なつておるのですか、大臣はさういふように考へておるのですか。
○前尾國務大臣 輸出を振興し、輸出意欲を起させ、また輸出に対してできるだけ意欲を阻害しないようにということにつきましては、これはやはり国民経済全体の問題だと思ひます。ことに輸出につきましては、何も一業者に許したわけでも何でもないのであります。最初の四百六十万ドルは、ことに雑貨品と陶磁器につきましては、これは、広い範囲の中小企業者の輸出なんでありまして、その点は、当時はずいぶん社会党の方々も、輸出さすべきだ、こういうふうなお話もあつたわけでありまして、決して単なる業者保護といふだけの考へでやつておるわけではないのであります。

○石野委員 私の聞いておることは、別に業者を保護するとかなんとかといふことよりも、その前に完全に焦げつきになつておる、しかもそれが取れないだらう、しかもあなた方の閣僚懇談会では、これはもう棒引きにせなければならぬといふことがはつきりわかつておる、輸出をするといふことが、これがほんとうの輸出増進のための施策といふふうにとれるのかどうか。これから先も、さういふやうなことをあなた方はやるつもりなんですか。もう回収ができない、代金の取り立てができないといふことがはつきりわかつておるやうなところでも、そこは買いますからといって、幾らでも売らすといふやうなやり方をしておつたら、幾ら資本金をつぎ込んだつてぶつ倒れてしまふ。さういふことは、経営をやするもののイロハだらうと私は思ふのです。インドネシアの場合は、再三にわ

たつて不払いの声明をしておると、あなた方は言つておるじゃないですか。しかもオープン・アカウント方式そのものについても、一方的に向うから破棄してきておる。さういふ中で、取り立てのできないやうなところへ輸出をさせるということについては疑問がある。われわれは、むしろさういふときならば、あなた方がほんとうにさういふ商社なりあるいは輸出増進の意欲を増させようと思ふならば、やり方はほかに幾らでもあつたと思ふ。どつちみち焦げついてしまつて取れないものだらうたら、政府が買い上げて、それを貧民救済に充てた方がよほど国のためになるのですよ。なぜさういふことができなかったのですか。

○前尾國務大臣 これは、そのときそのときの状況を考へなければなりません。過去に非常な焦げつき債権ができ、しかしその後におきまして、輸出入の調整をやつておる、そしてそれがうまいいておるということになれば、それに対する始末も考へていかなければならぬ。また何もオープン・アカウントをよしたからといって、その後の貿易が全然なくなるわけじゃないのです。その貿易についても正常化して、結局長い目で見てどういふことが一番合理的であり、まあそれは、できれば焦げつきを少くするということも心がくべき問題だと思ひます。しかし、何も貿易は昨年の六月で終りではないのであります、その後も貿易は行われておる。さういふ状況を考へます場合には、私はある期間において輸出入のバランスをとる——ことに輸出権の問題等があるわけでありまして、さういふ問題についても処理をし

ていくということが、一番その際の際の取
るべき策だと、かように考えたわけ
でございます。

○石野委員 私、くどいようですが、
が、いま一度尋ねます。この輸出入の
バランスをとらなければならぬとい
うことについては、輸出業者と輸入業者
との間の問題もありましようし、いま
一つは、インドネシアと日本との関係
もあるはずで、国内におけるところ
の輸出業者、輸入業者のバランスをと
るという問題の取扱いは、それから
インドネシアと日本との間におけると
ころのバランスの取扱いは、おの
ずから違わなければいけない。私は、
まずインドネシアの側に対しては、む
しろこの貸し越し残がたぐさ残つて
おるのだから、そのときには、その貸
し越し帳じりでちゃんとバランスをと
ればいいのだと思う。あなたの今言わ
れるのは、インドネシアに対するバラ
ンスをとることを真剣に考えたのか、
これはどうでもいいんだ、ただ国内に
おけるところの輸出業者と輸入業者と
の間における輸出権の問題にからむバ
ランスをとるということだけをやって
おるのか、どちらなんですか。

○前尾国務大臣 それは、総合的に考
えていかなければならぬ問題でして、
焦げつきを増すようなことになっては
いかぬ、従つて、焦げつきは増してお
らぬのです。増さぬ限度におさまし
て、今度はこちらのバランスも考へて
いく。従つて、いろいろと国内も国外
もまろくおさまつていくようにとい
うことを考へながら処理していつてい
るわけで、別にどつちをどうというわけ
のものではないと思ひます。

○石野委員 大臣は、ちゃんと自分た

ちの管轄しているところの数字を見て
おやりになる必要があると思ひので
す。昨年の六月の現在においては、輸
入超過なんです。しかし翌月の七月に
なりますと、ずつと十二月までは輸出
超過になつてゐるのです。私は、これ
はドルの計算にしておりませんが、こ
の計算にしておりませんが、若干の数
字の違いがあるかも知れません。特に
フリー・タラーの額を含めた数字に
なつておりまして、清算勘定だけの額
になつていないので、あとではつきり
あなた方に調査してもらひましよう
が、六月のときの帳じりを見ますと、
その月だけでは、大体五億円ぐらいの
輸入超過だつたはずですね。それから
七月になりますと、二十八億八千七百
五十三万円の輸出超過になつてゐる、
それから八月は十三億、九月が十億、
十月が十二億、十一月が七億、十二月
が七億、大体これで六十八億ぐらいの
輸出超過になつてゐるはずで、だか
ら、あなたが言われるように、調整を
とつて焦げつきがふえてないんだとい
うようなことはありはしない。焦げつ
きは完全にふえてゐますよ。

○伊藤説明員 数字的にわたりますの
で、私から説明をさせていただきます
が、大臣が、たゞいま焦げつきがふえ
ておらないとおつしやいましたのは、
いわゆる輸出調整措置をとりましたそ
の年の末日を現在といたしまして、そ
の範囲内では、債権は増大しなかつた
という意味でございます。お話しによ
うに、五五年、五六年はともに入超で
ございますが、それと経過期間の出超
と合せますと、大体とんとんで推移し
てきたのでございます。

○石野委員 きわめて事務的な官僚的

な答弁だと私は思ふのです。私の今
聞いているのは、今日本の国の富を一
億七千万ドルから減らすという段階に
来ているわけだ。債権を棒引きすると
いう非常に重要な時期に來てゐる。わ
れわれは、この重要な時期に來ておつ
て、事務的な問題もくそもないです
よ。こうなりますと、向うは一方的に
約束を違へて債務を支払いしません、
こういふふう言つてきてゐるし、し
かもオープン・アカウント方式の取引
の仕方についても、もうやめましよう
ということを一方的に言つてきてゐる
ときに、こちらは、向うとの輸出調整
というふうなことにこだわつて、その
時点でもめれば、それだけ損は軽く済
んでいる、それを、わざわざ年が越え
るまで引き延ばして追加認可をする
というふうなことをしなぐてもいいわけ
なんです。こういふところが、あなた
方国の政治に対する責任感がないので
すよ。これが全部国民の負担になると
いうことを、あなた方忘れている。た
だ預かつたものを操作さえすれば、そ
れでおれの仕事はいいんだ、みんなか
ら突つつかれるから、輸出業者の方か
ら突つかれるから何とかしてやらな
ければいかぬということだけを考へて
ゐる。私は、輸出業者については、輸
出業者についていろいろなやり方が
あつたと思う。製品ができたが、どう
しても売れないというならば、何もイ
ンドネシアに持つていかなかつたつ
て、日本の国民にたゞで渡してやつたつ
て、日本の国民生活に役立つのです
よ。一億七千万ドルという金に相当す
る品物を、全部あす倒産するといふよ
うなところへ上げなかつたつて、就職
の職を失なつてゐる失業者にこれを

配分しただけでも、どれだけ国民経済
の内容を充実させるかというところは、
ちつとも考へておらねえ。むしろあ
なた方は、いろいろな事務的な形式に
とらわれて、昨年の六月の時点
でびしやつと切れば、約六十八億円と
いふものが軽く済んだものを、約六十
八億円、約三千万ドルといふものをよ
けいに棒引き債権の内容にしてしまつ
てゐる、これは実に無責任きまつたも
のだと僕は思ふ。しかも私は、この問
題の中には、あなたの方の非常に一貫し
た輸出入業者に対する方針といふもの
が明確に打ち出されてないから、こう
いうことになるんだと私は思ふ。特に
国民経済の視野に立つてこの問題を考
えたときに、終局の問題は、日本の国
が損をしないことだと僕は思ふのだ。
輸出意欲をどうするかといふことか
いふところで、幾ら輸出意欲がふえ
たところで、終局的には、日本の国の
損になるような輸出だつたら何の役に
も立たないのです。そういう点につ
いては、大臣はどう考へられますか。

○前尾国務大臣 もっと大きな視野に
立つて考へますと、必ずしも私は損を
してゐるといふふうに考へないのであ
ります。ことに輸出調整をとりまして
から、輸出権なりいろいろな問題があ
ります。それに対しての処理もやつて
いかなければ、今申しますように、輸
出に対する意欲を阻害する、ことに
うすで非常にお骨を折つてライセン
スを取つておられる陶磁器、あるいは
雑貨品等の小さな業者の方々の意欲を
阻害するといふことであつてはならぬ
と私は思ふのです。それはやはり長い
目で見ますと、そのときは、あるいは
おつしやうに数字的にはそうなる

かもわかりません。しかし、今後の問
題を考へます場合に、私は単にそれだ
けで処理すべきでない、こういう観点
に立つて、大蔵省とも相談をいたしま
してやつたわけでありま。

○石野委員 大臣は、ごく少数の輸出
業者の輸出意欲をそらさないために、
それを育成するためにといふことを非
常に強調されますけれども、この問題
は、ごく少数の一部分の輸出業者の問
題といふことよりも、全国民的な問題
なんです。しかも輸出業者や、それ
に関連する産業部門といふものは、な
るほど用意はしておる、しかし部門は
あるんですよ、何もインドネシアと
日本との間の貿易を止めちやつたわけ
でも何でもありません。インドネシ
アと日本との間には、オープン・アカ
ウント勘定におけるところの貿易はと
まつたけれども、あとはフリー・タラー
によるところの貿易は幾らでもやつて
いいわけでしょう。それとまつたわ
けではないんですよ。問題は、そん
なオープン・アカウント方式によつて
すでに得ておる輸出権に対するところ
の、業者の方々が失望するといふこと
とは、向うへ品物をやらなければなら
ぬといふことでも何でもありません。政府が
それだけのものをもし責任を持つとい
うなら、それを全部買い上げてしまへ
ば、輸出業者は、決してそれで失望も
何もしなないですよ。業者にとつて大切
なことは、金にかわるかかわらないか
という問題だけなんです。品物はど
へいこうとかまいはしない。しかも債
権が焦げついて棒引きせねばならぬと
いうところに、輸出業者が喜んでやろ
うという気持はあつたこない。問題は、

かもわかつたけれども、どれだけ国民経済
の内容を充実させるかというところは、
ちつとも考へておらねえ。むしろあ
なた方は、いろいろな事務的な形式に
とらわれて、昨年の六月の時点
でびしやつと切れば、約六十八億円と
いふものが軽く済んだものを、約六十
八億円、約三千万ドルといふものをよ
けいに棒引き債権の内容にしてしまつ
てゐる、これは実に無責任きまつたも
のだと僕は思ふ。しかも私は、この問
題の中には、あなたの方の非常に一貫し
た輸出入業者に対する方針といふもの
が明確に打ち出されてないから、こう
いうことになるんだと私は思ふ。特に
国民経済の視野に立つてこの問題を考
えたときに、終局の問題は、日本の国
が損をしないことだと僕は思ふのだ。
輸出意欲をどうするかといふことか
いふところで、幾ら輸出意欲がふえ
たところで、終局的には、日本の国の
損になるような輸出だつたら何の役に
も立たないのです。そういう点につ
いては、大臣はどう考へられますか。

○前尾国務大臣 もっと大きな視野に

それに対して投資した金が回収できないから問題になるだけなんだ。同じように、業者に対しては、輸出手形に対してちゃんとそれだけの金を渡しておるんだ。品物を何もうへ送らなくてとめておいたっていいじゃないですか。そういう点に対するあなたの方のほうきりした見通しがない。そして結局においては、国の富を損にしている、そういうことになると思ふのですよ。

政府の考え方というのは、私は今度のインドネシアの貿易債権の処理に当たって、二つの点で非常に政治的な意味を持っておると思ふのです。それで、私は全般的に見て、今度の貿易債権の枠引きという問題が賠償という問題で処理されているなら、こういう問題を提起しません。しかし、今まで大蔵大臣などが主張しておるのは、賠償じゃないのだ、こう言っている。これは、外為会計の損失の処理だと、こう言っている。賠償なら、われわれはその賠償の中から出てくる将来の両国間の友好関係の問題や何かをはっきりつかみ取ることができると、また国民も、そのつもりでこれを受け取ることができるとです。それでなく、賠償では全然ないの、ただ貿易関係から出た損失の処理だということになると、これは全然問題が違ってくる。そういう点で、すでにあなたは、賠償の一部分だということになっていると御説明になったから、一応私はある程度の了解はしておきます。けれども、特にこういう問題は、私は今後のやはり貿易業者にとって大事だと思ふのでお尋ねいたしたいのですが、あなたの方は、もうすでにこの問題は、取り立てのきかな

い、だめだということがわかっていながら、業者や業界に押されて、何かこう圧力を受けて、そして国の負担でそういうような貿易業務の実施をしてしまったわけですよ。こういうようなことは、これは将来ともあってはならないことだと私は思ふのですが、今の大臣の答弁を聞いておると、今からでもそれは何べんでもやってもいいということのように受け取られる。たとえば、場所を変えて、韓国との関係を見る、韓国との関係では、すでにいろいろ焦げつきがあるのです。こういうものでもあつても、やはりインドネシアと同じような建前で今後考えていくか、それからまた、今のインドネシアと同じような形で韓国の焦げつき債権の問題も処理する考えでおられるのかどうか、そういう点について、一つあなたの明確な御答弁をいただきたい。

○前尾国務大臣 何回も繰り返して申し上げることでありますが、いづれにしても、別にわれわれとして焦げつきをふやそうというわけではない。全体の経済がうまくいき、また輸出意欲を阻害させない——これは単なる輸出業者の問題ではありません。私自身も、別に輸出業者に頼まれたから、あるいは陳情があつたからやつたわけでも何でもないのであります。やはり輸出意欲を阻害してはいかぬという判断のもとに、バランス調整期後におきましてバランスをとつて、そして輸出権の問題を処理するということについて、私は、私はその場合として最もとるべき策だ、かように考えたわけでありまして、韓国の問題その他につきましましては、これは全く別個の問題でありまして、これにつきましましては、そのとき

のときに対して最も適当な処置をとるべきである、かように考えており、それとこれとを一緒にする考えは毛頭ありません。

○石野委員 それではもう一つ。輸出意欲を阻害しないためにということ、こういう今までの取扱ひについてはちつとも反省のなかがないようでございますが、私はその点でお聞きしますが、インドネシアと同じような形で、たとえば他の諸国、アルゼンチンとか、あるいはエジプトとか、いろいろなところがあります。なお現にオープン・アカウントによる関係を保持しておる国が数カ国あります。そういうところで、もしもインドネシアと同じように焦げつきの問題が出て、しかも向うからは、不払いの意思表示があり、そしてオープン・アカウントの廃止という一方的声明をするというふうな、同じような事態が出た場合でも、なおあなたの方は、日本の業者に輸出権を持たせておつた場合には、その輸出権だけではどうしても実行させて輸出するといふやうな考え方を、今後そういう場合があつても、それと同じようにやりますか。

○前尾国務大臣 そういふふうにやろうとも思つておりませんし、第一焦げつきを出そうといふやうな考えは全然持っておりません。極力焦げつきは出さないように、そのときそのときに万全の策を講じていきたいと思ひます。現在オープン・アカウントをやつております国々にさういふ心配があるなら、これはもう当然オープン・アカウントを取り消すべきなので、幸いにし

てもいいんじゃないか、しかし極力出超になつております分につきましては回収をはかる、これはもう当然なすべき義務だといふふうに考えております。

○石野委員 大臣は、自分で自分の言葉を否定するやうなことを言つておられる。インドネシアの場合は、輸出意欲を阻害しないためにさうしてやつたのだと言ひし、今後は、さういふものがあれば、オープン・アカウントのなを廃止すべきである、こう言つておられる。語るに落ちるものがある。ただ自分たちに損なうことだけを何とか言ひのがれしやうといふ非常にずるい考え方があつたと思ふ。政府のとつておる処置の中にさういふものがある。私はもうこれ以上のことはいひません。これは、国民自身がよくわかると思ふ。政府は、とにかく非常にずるい立場をとつてゐる。要するに今度のインドネシアの枠引きの問題は、賠償というところで考えるならともかくも、賠償ではないといふことでいろいろ考へる場合に、非常に問題を残すといふ点だけを、つきり私はここで申し上げておく。

なおこの際私はお聞きしておきたいのですが、オープン・アカウント勘定は、現実にはやはりいろいろな問題を起してあります。特にこのインドネシアの問題であるとか、アルゼンチンにおけるところの焦げつきの問題があつて、非常に問題が残つており、われわれも今後の貿易政策上から言ひますと、さういふオープン・アカウントの方式といふのは、これは中止しなければいけない、さういふふうに考へておられる。通商大臣にお尋ねいたしますが、あなたの方は、最近貿易増進のため、特

に輸出増進のために、さういふこともよくわかるけれども、オープン・アカウント方式をこれから東南アジア諸国に対する貿易施策の立場上としていきたいといふやうな意思を持つておられるように聞いております。さういふ点について、大臣は、輸出増進のため、特に本年度は三十一億五千万ドルの達成をするために、清算勘定方式は依然として残さうという意思があるように聞いておりますけれども、さういふやうな考えですか。

○前尾国務大臣 清算勘定につきましましては、これは整理できるものなら整理していききたいと思つております。しかし、整理した方が得かどうかというその国の実際の状態を見なければなりません。現に二カ国ぐらゐは出超になつておるわけですから、またお互いに外貨がないという場合に、さうしてその国の輸出入の状況を考へましたら、外貨を節約して貿易ができるという場合には、必ずしも私は整理をしなければならぬといふやうにも考へておりません。それは、具体的の国々について検討し、これは決して望ましいことではありせんから、もちろん整理できるものは整理していきたいと思つております。

○石野委員 今の御答弁によりまして、通商省としては、清算勘定はケイ・ス・バイ・ケイスで、その国々の事情によつて一がいにやめるといふことをしないで残さう、さういふ考へ方だと理解できるやうです。

それで、私はこの際輸出の問題について、政府の出しておる年間の本年度の輸出は、大体三十一億五千万ドルの輸出をしやうとしてゐるわけですが、

この輸出達成のめどについて、今政府は、それが達成できるというような見通しを持っておられるかどうか、この機会に一つ聞かして下さい。

○前尾國務大臣 三十一億五千万ドルの目標につきましては、これはいろいろ見方があると思います。少くとも三十一億五千万ドルの輸出をやらなければならぬ、そうしなせんと、御承知のように経済の成長率も伸びない、雇用の問題もあります。従って、三十一億五千万ドルは何としても達成しなければならぬ。そんな不可能な数字かと申しますと、私は、決して不可能な数字ではないと思っております。御承知のように、従来から見まして、毎年三億ドルないし四億ドルふえてきた。またパーセンテージから見ますと、三三%も出したことはありますが、昨年と一昨年と比べても、一六%の伸びがあります。従って、三十一億五千万ドルという数字は、三億五千万ドル足らずの輸出の増加でありますし、パーセンテージにしますと一三%、経済の五カ年計画を考へましても、平均一〇・五%くらいを出していかなければならぬ、こういう目標であります。そういう面から言いますと、これは、何としてもやらなければならぬ数字だと思ふのです。これは、一喜一憂をすべきではないので、各商品、各仕向地向つて少くとも一割ないし一割五分は絶対にあらず、それについてはどういう隘路があるかというのを考へ、それを打開していかなければならぬ。もちろん最近において、アメリカの景気が悪いとか、いろいろそういう面もあります。しかし、まだ戦前の水準には日本の貿易はいつておりません。戦前

の水準でいきますと、輸出の比率は四%くらいでありましたが、まだ三%もいっていないのであります。そういう面から考えますと、何としても三十一億五千万ドルの輸出を達成しなければならぬという強い決心は持つてゐるわけでありまして。

○石野委員 三十一億五千万ドルの輸出の見通しは大体立っているのだ、こういう話ですが、世界経済の動向から見ると、アメリカの景気は必ずしもよくないと見られ、また最初に予想されたよりも、景気の回復の時期がずれるということも予想されている。従つて、やはり自由主義諸国におけるところの経済の動きというものは、非常に低調な状態になつていくものと思われまふ。そうなる、われわれはこの仕向地の問題が非常に重要になつてくると思ふ。この際大臣は、この三十一億五千万ドルの輸出をするに當つて、そういうようなアメリカの経済の事情をにらみ合せながら、東南アジアにおけるところの貿易の問題はどういうふうな見通しを持つてゐるか。特に中国大陸との今度の日中第四次貿易協定ができたことを契機として、日中貿易の問題については、どういうふうな見通しを持つておられるか。なおもう一つ、すぐそばにある韓国、それから北朝鮮の人民民主主義共和国との貿易の問題をどういうふうな考へておられるか。こういう点について所見を聞かしていただきたい。

○前尾國務大臣 来年度におきまして、われわれは、共産圏の貿易については、相当期待をいたしております。ただ御承知のように、輸入するものについて困つてゐるわけですが、すでに

鉄鋼なんかの協定を見ましても、あれだけでも大へなことだと思つております。しかし、三千五百万ポンドができるかどうかは別として、それに近い数字まではいけるというふうに考へておるわけでありまして。その他の国々につきましても、豪州なんか、やはり相当輸出をしなければならぬというふうに考へてゐるわけでありまして。またフィリピン、インド等につきましても、極力推進しなければならぬ、こういうふうな考へてゐるのであります。

ただ北朝鮮につきましても、御承知のように、まだ南朝鮮の問題がもやもやしてゐるああいふような状況にありまふので、今直ちにこれが貿易を開始すると同時に、どんどんこれを推進していくという段階にはないと思つております。

○石野委員 今朝鮮の問題について、北朝鮮の問題は、日韓会談の問題もある、いろいろと政府としてはむずかしい問題があると思ひますけれども、日本の今日の事情からいいますと、どこでもいかに輸出ができる、貿易の増大がはかれるところは食いついていくべきではないかというふうな私には考へますが、そういう点は、通産行政上から考へになつていないのではありませんか。政治的にいろいろな問題があるところは、いかなる貿易があつても目をむつて手を触れない、こういう考へ方なんですか、そういう点、さつぱらんなところを聞かしていただきたい。

で、われわれとしましては、極力いけるところには拡大していく、こういうふうな考へております。

○石野委員 私は、これで質問を終らしていただきますが、先ほど輸出増強のために、特にオープン・アカウントの方式による輸出入の問題を、通産省としてはむづかしい、なにしない、そういう方式は今後も考へていきたいということを言われましたことについては、いろいろの問題があると思ふのです。大体この国でも、どういふ場合でも、清算勘定をやるというところは、向うはみな外貨を持つていないところですから、それだけに問題点を持つておる上において、特に焦げつき債権というものが相当多額になるということ、これは、心配を重なるものだ、こう思ふのです。ことに貿易量の多い割から三割にも及ぶというような焦げつき債権を持つてゐることは、結果的に見れば、貿易全体の意義を喪失させてしまふものだ、こういうふうに考へるの、清算勘定の問題は、その点を十分考慮しなければいけないんじゃないかと、私も思つております。政府の中で、大蔵当局は、案外この問題については違つた考へ方を持つておること、すでに再三にわたつて、私たちがこの委員会でも聞いておるわけです。これは、また他日、われわれ政府に対して尋ねなければならぬことであるけれども、政府としては、この問題については、真剣に意思統一をしてもらわなければいけません。それからもう一つ大事なことは、輸出は幾らやつてもいいけれども、それが代金回収ができないということにな

ることは、一番不手ぎわなことなんです。こういう点については、通産大臣が、ただ貿易量を多くすればいいんだというだけで、その点についての責任を全然感じないのは、自分のセクトだけにとらわれるということでは、一國の大員としての資格を疑はざるを得ないと思ふ。そういう点について、もう少し視野を大きくところから見て、そうしてそういう不始末を起さないよう処理してもらふことが、非常に大事だらうと思ひます。私は、この問題に對する質問は、他日、総理大臣の本委員会への出席を求めてまたすることにいたします。きよりは、これで私の質問は終了です。

○前尾國務大臣 ただいまお話のことは、決してわれわれも、焦げつきを望んでおつたり、焦げついてもかまわなから輸出したらいという考へは毛頭持つておりません。ただオープン勘定につきましては、向うから輸入するものは相当ある、そうして現にその点について心配がないんだという場合におきましては——エジプトのごときにつきましても、最近ああいう問題が起つておりますが、実はこれは、昨年スエズ運河の關係でこちらの輸入がうんとできなかったわけですが、それで出超の形になつておりますが、最近輸入をやりますので、これはそんな心配はない。そういうふうにして、焦げつき心配がない、しかも両者が外貨を節約してうまく行くんだという見通しをつければ、もちろんやるつもりはないのであります。その点は、十分御了承願ひたいと思ひます。

○黒金委員長代理 石村君。

○石村委員 通産大臣に、時間がな

ようですが、二三お尋ねします。たまたまの石野君との応答を聞いていますと、結局通産省というものは、獲物を追う者が山を見ぬというふうな話で、輸出させれば、あとはどうでもいい——どうでもいいと考えているわけじゃないが、あまりその方は考えない。輸出させればいいという態度でやつていらつしやるようで、まことに日本の貿易を通産省にまかせてはおけないという感じがせざるを得ないわけでございます。アルゼンチンなんかの例で見ましても、これも、あそこ市場を開拓する、鉄鋼を輸出するといふので、羊毛を四・六六とか高いもので買つて、鉄鋼を出して、結局焦げつきが出ておじやんになったといふようなことで、全くお話になりましたが、一つお尋ねしますのは、このごろ貿易商が実にてためなことをしておるという問題であります。昨年の六月に、これは東京の新聞に出ましたが、あの大商社である江商が、フィリピンに輸出をする場合に、表面は安い価格で輸出して、そうして向うから円を取り寄せて決済したという事件が、検察庁の方で検査されたわけですが、聞くところによると、貿易商といふものは、官庁に対して不届きなことをして、始末書が何か出ます。これはガリ版で切つてあつて、その始末書をよけい出した社員は優秀な社員として昇進する、こういうことになっておるそうですが、この江商なんかというふうな大貿易商社が、こんなむちゃなことをやつておる。これに対して、通産省は一体どういふ制裁を知ていらつしやるか。これは、逆な場合もあるわけですが、江商のこの例は、幾らですか、

安く輸出して——フィリピンは、正當な価格では向うが輸入を許可しない。そこで、向うの輸入業者と江商とが結託して、表面上安い価格にしてお出し、そうしてこつそりその差金を、ドルでとらず、円で日本で受け取つたという事件。おそらくこれは、裁判所で適当な処罰を受けておると思うのですが、一方通産省は、こういうふうなキナ貿易商社がやつたというのでは、江商ともあつた大貿易業者がこんなことをしておる。それに対して、どういふ措置を監督官庁としての通産省はおとりになつたか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○伊藤説明員 御指摘の事実は、私伺つておりませんが、もし事実といふしまたならば、これは為替管理法違反でございますから、当然刑事的の問題になります。なお、為替管理法の五十三条におきまして、もし違法の事実があらまふ場合には、これに対して、一定期間輸出の停止を命ずるというふうな措置も講ずることができるようになつておりますので、具体的事実を十分調べてから、善処いたしたいと思ひます。

○足鹿委員 農林大臣に若干の質問を申し上げたいのでありますが、実は、私がお尋ねを申し上げようと思ふことは、大蔵大臣の御同席を願ひまして、それぞれお尋ねを申し上げ、そして納得がいきまふならば、納得を得たい、また不審な点があるならば、さらにいろいろと審議を重ねたいというので、先日の当委員会の御決定に基きまして、両大臣の御出席の機会を待つておつたのでありますが、昨日は本会議終了後もやろうというので、われわれはこの議場に來まして待つておつたのであります。大蔵大臣も御出席になつております。にもかかわらず農林大臣は、何らの御連絡もなしに、さつさとお歸りになる。そのために、はからざる審議の支障が次々と起きてきております。昨日は神田委員は、郷里へ所用があつて、どうしても本会議後には歸らなければならぬというのを、質問通告したのであるから、大臣も御出席になるし、なかなか両大臣を並べて聞くといふことは機会がないから、とにかく待つてというので、私は神田君を引きとどめまして、御出席を待つておつたといふ経過もあるのであります。にもかかわらず、当初から、本委員会についても、政府は定刻にも参りませんし、また次々とこういう出席上の手違いのあることを、私は非常に遺憾に思ひます。いたすに審議に時間を要するといふようなことは、私の考へておるところではありませんが、勢いさういふふうに当局がおやりになりますならば、やむを得ませんから、われわれもいたしまして、両大臣の二人そろつた御出席を待つて確認を得ませんならば、この案件については審議を進めることができない場合もあるのではないかと考へております。さういふ点について、午前中から御出席になるはずでありましたのが、今でなければ御出席になれないといふいきさつもありまして、今後大蔵大臣と二人で、当委員会に御出席になるめとがありますかどうか、その点をまず農林大臣にお伺ひをいたしました上で、私の質疑については入つていきたいと思ひます。

○赤城國務大臣 きつては、私も本会議終了後大蔵委員会があるということでは、実は待つておつたのであります。ほかに用があらまふでしたから、政府委員室において、こちらに連絡をしたのであります。私の方の連絡の不行き届きでありましたらう、私待つておつたのであります。大蔵委員会がないようなら私もへ言つてきた

ものがあつて、どうしても本会議後には歸らなければならぬというのを、質問通告したのであるから、大臣も御出席になるし、なかなか両大臣を並べて聞くといふことは機会がないから、とにかく待つてというので、私は神田君を引きとどめまして、御出席を待つておつたといふ経過もあるのであります。にもかかわらず、当初から、本委員会についても、政府は定刻にも参りませんし、また次々とこういう出席上の手違いのあることを、私は非常に遺憾に思ひます。いたすに審議に時間を要するといふようなことは、私の考へておるところではありませんが、勢いさういふふうに当局がおやりになりますならば、やむを得ませんから、われわれもいたしまして、両大臣の二人そろつた御出席を待つて確認を得ませんならば、この案件については審議を進めることができない場合もあるのではないかと考へております。さういふ点について、午前中から御出席になるはずでありましたのが、今でなければ御出席になれないといふいきさつもありまして、今後大蔵大臣と二人で、当委員会に御出席になるめとがありますかどうか、その点をまず農林大臣にお伺ひをいたしました上で、私の質疑については入つていきたいと思ひます。

○足鹿委員 それでは、本日は、まずとりあへず農林大臣にお尋ねを申し上げたいと思ひます。きつては、大體神田君がおやりになるはずでありました。が、昨日米の事情で、何かやむを得ない所用のために出席できまへんの、とありあへず私からお尋ねを申し上げておきたいと思ひます。食糧特別会計の二法案の問題についてお尋ねを申し上げる前に、三十三年度の食糧会計編成の問題について、一、二お尋ねを申し上げてみたいと思ひます。それは、この二法案と三十三年度の食糧会計の編成は、表裏一体をなすものでありまして、むしろ二法案の中身は、この予算編成上の問題にあるから、特にこの点についてお尋ねしてみたいのであります。事務当局からは、しばしば御答弁をいただいておられますが、当委員会としては、農林大臣の御答弁は初めてでありますので、若干重複するかはしませんが、懇切に明快に御答弁を願ひたいと思ひます。

三十三年の米の生産者価格の点につ

第一類第五号 大蔵委員会議録第十六号 昭和三十三年三月十二日

きましては、一万二百円となつております。昨年産米の生産者手取り米価は、一万三百二十二円五十銭でありました。一方農業者手取り米価は、百二十二円五十銭の下落といふことになるのであります。一方農業者手取り米価の指数の傾向を見ますと、下落といふことは、むしろ上昇の傾向をたどつておること、あなた方の米価の算定基準において、大体肯定しておられるように思ふのであります。にもかかわらず、この生産者手取り米価が右当り百円以上も大幅に下回るといふ算定の編成をされた農林大臣のお考えの基礎はどこにあるのでありますか、まずその点をお伺い申し上げます。

○赤城國務大臣 予算米価を一万二百円にいたしました。三十二年産米の実際の手取り米価一万三百二十二円より百円減つておりました。これは、予算米価につきました。パリティ方式によつて算定いたしますが、そのパリティ指数も上昇しておることは、御承知の通りであります。そういう関係から、パリティ計算をいたしましたのであります。その基礎を昭和三十一年度の米価に置いたのであります。三十一年度の手取り米価が、最近においては一番適当な基準である、こういうふうに見まして、三十一年度の手取り米価にパリティ指数をかけたとして、それから算出したものが一万二百円、こういう予算米価になつておるわけでありまして、三十二年の手取り米価をきめるときには、二十九、三十、三十一年度といふふうに、三年にわたつたのであります。先ほど申し上げましたように、この予算米価の基礎は、三十一年産の手取り米価を基準としてパリティ計算をいたしましたのであります。その結果、昨年の予算米価の一万円よりは二百円上つておりましたが、三十二年産米の実際の米価一万三百二十二円よりは百円ほど減つておりました。これは、申し込み加算金を米価の算定に入れないで計算をいたしましたので、ちょうどその程度の差が出ておる、こういうことに相なつておるわけでありまして。

○足鹿委員 例年のことではありますから、あえてこの予算米価をもつて、これがくぎづけのもので断定して私は御質問申し上げておるのではありませんか。むしろこれは、あくまでも予算米価であつて、決定米価といふものとは違ふのである、こういう御答弁を農林大臣から伺へば、大体私の質問の要旨になると思ふ。昨年の例をとつてみても、九千三百七十六円プラス等級間格差八十九円を付し、これに包装代百八十円をつけて、一万三千一百一十円を予算米価として計上しておる。そして、米価審議会等の結果をいろいろとおるのではありませんか、本年も大体のやり方は、そういうやり方によつて、予算米価に対して米価審議会の答申、あるいはその他算定基準となるべきパリティの変化、その他いろいろな情勢によつては、予算米価に拘泥せずして米価を決定する御意思があらうかどうかが、この点の御所信を承わつておきたいと思ひます。

○赤城國務大臣 一万二百円の予算米価は、先ほど申し上げましたように、パリティ指数によつてきめましたと同様に、等級間の格差及び包装代を加えて、一万百九十二円といふことになり

ましたので一万二百円、こういうふうな、予算米価においても、等級間格差及び包装代は含めたわけでありまして、しかし申し込み加算金はこれに入れないこと、百円ほど減つておるのであります。しかしながら、今のお話のように、予算の米価を決定するころは、大抵十一月ごろでありまして、そういうことでありますから、実際に米の買入れ前に米価を決定しなければ、適正な米価といふことには非常に遠いものがあるものであります。そういうことでありますから、米価審議会の答申等によりまして、それを尊重して適正な米価を決定していきなさい。でありますので、今のお話のように、予算米価に拘泥するものではないのであります。しかし予算といつたしましては、一定の基準に従つて予算米価を算出しなければならぬから、先ほど申し上げましたような基準によりまして予算米価を決定しておる、こういう事情であります。

○足鹿委員 予算米価にとらわれないといふことであります。ぜひそうありたいと思ひますが、その農林大臣のお考えは、大蔵省とよくお打ち合せになり、大蔵省もその考え方を確認しておると解してよろしいのであります。○赤城國務大臣 大蔵省とは、その点におきまして話し合ひをしておる、ということではありますけれども、年々予算米価と実際の買入れ米価とは違つてきておる。しかも、米価審議会の決定を尊重するといふことになつておる。大蔵当局といつたしましても、この点においては、何ら

意見の相違や異議がないと私どもは見えております。○足鹿委員 この点は重要であります。大蔵省側から御答弁を願ひたいと思ひます。なおそれで十分でない場合は、後日大蔵大臣にこの点を確認をいたしたいと思ひますので、一応留保しておきます。要するにこの問題が、今審議しております二法案に対するわれわれの態度をきめていく基本になるから、私はこの点を重視してお尋ねするのであります。従来と変らないような取扱いでありますならば、あえてこれ以上申し上げる必要はないと思ひますが、大蔵政務次官に一つ伺つておきたいのであります。米価はあくまでも予算米価であつて、これにとらわれるものではない、米価審議会その他米価決定の基本的条件が変化した場合には、これに適應すべきものである、こういう御答弁であります。私もその通りだと思ひますが、その農林大臣のお考え方は、大蔵大臣にも御異存はない。いわゆる政府としての態度と、これは受け取つて差しつかえないかという点であります。

○坊政府委員 先刻米農林大臣からお答え申し上げた通り、従前通りやつてきたことを、大蔵省としてこれを變えるといふような考えはございません。予算米価に縛られてしまつていふようなことは、考えておりません。○足鹿委員 御答弁によつて、一応私も満足しましたが、さらにこれは、大蔵大臣に確認をいたしたいと思ひます。進んでお尋ねをいたしたのであります。○赤城國務大臣 食糧管理特別会計の健全化をはかるといふことにつきましては、米価審議会等におきまして、問題になつておつたのであります。でありますので、御承知の通り、食糧管理特別会計に部門を六つ設けまして、部門別に損益を明らかにするといふことが一つであります。それからまた食糧管理特別会計におきましては、全体から見て、赤字が出てくるのが例になつております。その赤字は、食糧管理特別会計の運営におきまして、食糧証券の発行によつてつないでおるのであります。そういう大體損失の見込みがあるもので食糧証券で泳いでいるといふことは、これは経理の健全をはかるゆゑでない、そういう意味から、三十二年の補正予算におきまして、今お話しした百五十億円を限りまして、一般会計から食糧管理特別会計に調整資金として繰り入れることにいたしました。ただいま御指摘の通りであります。そこで、その百五十億円といふものの基準はどうか、これは、運搬資金としての目的を持つておるのであります。これをどういふ見合ひにおいて積算の基礎を置かうかといふことになるならば、やはり食糧の赤字を證券で泳いでいくことが適当でないといふ意味でありますので、損失の見込みを相当見て、この百五十億円といふものを決

補正予算といつたよりなこともむろん考えられることであると思います。

○足腰委員　そんなあいまいな答弁では困るのです。補正予算だけで事足りるのか、補正予算の上にさらに単独法が必要となるのか、はつきりとその場合どう措置するかということを聞いておるのです。

○坊政府委員　そのときの財政事情に応じまして、その生じたときの諸般の情勢を考えまして、あるいは単独法でいくということもありましようし、またその他の方法をとるとということもある

ると思ひます。

○足座委員　今われわれが審議をしております食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律の第二条その他必要な条項を、その際には借りればいいのか、今おつしやつたように、別な単独法というお言葉がありますが、この法律とは別に何か単独法を必要とするのか、もう少しその点を明らかにしていただきたいのです。

○坊政府委員　ただいま御審議を願っておりますこの法律で資金の充実をは

かつていくか、また単独法でやつていくかというような方法を考えております。

○足慶委員　そのときの財政事情によつて云々とおっしゃいますが、国の財政を危うくするようなら大きな赤字が出るわけでもありませんし、すでに一応予想されておるのです。その多算はここで断定はできませんが、今私 が指摘したような二、三の事例をとつてみても、これがあくまでも予算米価であるという前提に立つて考えたときには、すでに不足が生ずるめどがつい

ている。その場合に、別の単独法を必要とするという立場に立っておるのか、ただいま審議しておるこの法律の第二条その他を修正すれば足りるのかという、その断定がつかぬといふのは、どういふ事情ですか。そのときの財政事情とらみ合して、この法律とはまた別個な措置を必要とするのでありますか。

○坊政府委員 そのときの事情によつてきめるわけですが、赤字の多寡といったようなものも、相当考慮の対象になるであらうと思ひます。

○足鹿委員 たとえばこの法律の第二条に「百五十億円を限り」といふふうに規定しておりますから、これをかりに五十億不足すれば、二百億を限り、こゝろ修正すれば、一応これで補正予算とのらみ合せでいいのではないかと感ぜられれば持つてののです。そういうことを私は聞いておるのです。そのときの財政事情といふことであります。これは、國をひっくり返すような大きな財源を必要とする場合ならば、そういう場合もあり得るのではありませんか、そう数百億を要するといふ場合はちよつと考えられないのです。

○坊政府委員 この百五十億ときめましたのは、これは補正予算ではありませんが、とにかく財政上の必要最小限度であるといふことで組んでおりますから、そこで足鹿委員の言われるような場合には、先ほどから申し上げましたような方法でもつてこの資金を充実にしていく、こゝろいふ考えであります。

○足鹿委員 この点を明確にしていただけは、あとはもう大した質問は私はないのです。あなたから明快な答えが

できないければ、これはもう一べん農林大臣と大蔵大臣にこの点を話つきりさせなければいけないと思ひます。私どもが持つておる疑問といふのは、百五十億のワケに縛られはしないか、もし縛られた場合は、実際にいへば生産者にしわが寄つてくるか、あるいは消費者にそのしわが寄つてくるか、赤城農林大臣は、昨年むずかしい米価値上げを断行された実績をお持ちになつておりますし、現在消費者米価の算定作業も命じておやりになつておりますし、何か一まつ不安を各方面とも持つておる。消費者は消費者なりに、生産者は生産者として疑念を抱いておるのです。ですから、もしそういう場合があつたならば、この法律をどういふふうに修正してこようとするのだ、こゝろ確信に満ちた御答弁があれば、こゝろの私の持つておる疑問は氷解いたしました。またこの委員会の応答によつて、一般も納得するでしょう。ですから、そういう場合における制度上の問題を明らかにし、また補正財源との関連はどうしていかうかといふような一応の大臣としての腹を明らかにしていただければ、大体私は、私の質問の目的は達するのじやないかと思ひます。これを何か詰まつたような、ひつかつたような御答弁をなさいますと、これでは満足できぬといふことにならうかと思ひます。もし御答弁があるならば、もう少し確信を持つた御答弁を願ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 これは、いずれにしても大臣から御答弁願ひますが、法律の解釈上の問題がございまして、それをちよつと前段でお聞き取り願ひます意味で、私申し上げます。資金で

足りない場合の措置として、予算上の措置と立法上の措置と両方考えられるわけですが、今度、二つ法律がございまして、こんがらかるといへませんけれども、特別会計法の改正の方の法律を中心にして申し上げますと、この法律の中に、調整資金を置くといふことがございまして、これは、金額が限定をしてないわけではございません。一方の法の方は、百五十億と限定がございまして、こつちの方は限定しておりませんから、資金の取りくずしでもつて損を填補するといふ場合には、立法措置は要らないわけではございません。補正でなく、一般の当初予算内で資金を増額すれば、あとは行政措置といひます。実際上の措置として資金を取りくずすといふことで、損が填補できるわけではございません。それから、格好で予算を組み、措置をするといふ場合は、予算上の措置と同時に特別の立法が要る、こゝろいふ法制的なことにならうと存じます。

○足鹿委員 私どもが非公式にいろいろ聞いた、また研究した結果によりますと、特別会計に対する補正をまづ組む。それからそれに必要な立法上の措置といふものは、補正が組まれるならば、自動的になるのではないかと、いふ見方もあるわけなんです。これは、大蔵省の専門的な立場からお考えになつて、一般会計から食糧会計に資金として金を繰り入れるときには、今度こゝろ新しい制度になるわけですから、念のために聞いておきたいのですが、金の繰り入れの必要を生じた場合には、そのつど立法措置が必要に

なるのかならぬのか、その点、大蔵省のお考えはどうですか。

○石原政府委員 今後におきまして、これは農林省も大蔵省も同様でございまして、食糧会計の経理をできるだけ健全化をいたしまして、赤字を生ずることがないようにならうと思ひます。基本的な考え方につきましては、両方とも今後協力をして、そういう方向に持つていきたい。ただ今足鹿委員のお尋ねのように、そういうような努力をいたしまして、なお赤字が生ずるといふような場合におきましては、これは、方法としては二つの方法が考えられるのでございまして、一つは、単独法をもちまして補てんをいたすのが一つの方法である。あるいは今回資金を作りまして、それを引き継ぎまして、さらにそれを見込まれるときにおきまして、資金の増額をいたす。それで増額いたしました資金をもちまして、経理上といたしましての損失の填補をいたす、こゝろいふ方法もあり得ます。それは、そのときどきの財政の状況によりまして具体的に判断をされることとございまして、今日どういふ方法によるのかといふことを申し上げかねるかと思ひますが、事柄の趣旨をいたしましては、今のうちに考えております。

○足鹿委員 要するに金が足らないときは、借入金をもつてするか、あるいは食糧証券の発行のワケを広げて一時をまかなうとか、いろいろな方法があるでしょう。しかし、究極において、出たものは出たものとしてそれを埋めなければならぬと思ひます。あなたの方はないといふ前提に立つておられますが、私は、もうすでに食糧会計においては、相当の赤字が出るのでは

ないか、そういういろいろな事例を、今も農林大臣なり坊政府次官には提示してお尋ねをしておるわけなんです。が、そういう仮定の上では答えられないといふような御答弁では、非常に私が見ても明らかになつておるのです。しかし、そこにはいろいろな事情と制約があつて、このたびは百五十億で一応は終つたが、必要があれば、これの措置によつてこゝろいふふうにして埋めていくのである、従つて消費者の米価についても生産者米価についても、影響は与えないのだ、こゝろいふ確たる信念と御所信を明らかにされるならば、私は、それで一応この質問は目的を達するのです。今聞いてみても、そのときの財政事情とか、そういう何か前提がある、何か納得のいかないお言葉がありますので、こゝろいふのです。が、何うわけなんです。私が聞いておるの、今度六つの勘定ができた。農産物会計の場合は、一般会計から十億円をすでに入れて、また法律そのものにおいても、一般会計からこれを繰り入れるのだと明確にしておる。その理由としては、これは政策上の問題であつて、農産物の価格を支持し、それを安定化していくための措置であるから、もうはつきり一般会計から入れるのだ、こゝろいふことになつておる。ところが食糧会計の場合は、非常に膨大な赤字が出ることははつきりしておりながら、一応これを調整勘定に入れた、こゝろいふこの調整勘定に一般会計から一応入れるといふ規定をちよつと入れておるだけであつて、はつきりとした農産物会計に見るがこゝろ明確な規定がないから、私はこれを追及して

です。その点を補っていかれるならば、私どもは、この食管会計は一步前進だと思ふんです。別に根本的なものゝ異論を唱えておるわけではないのですから、その点を明らかにされるならばよろしいのであつて、何もちやうちよされることはないと思ふんです。が、どうでしょう。

○石原政府委員　足鹿委員がおつしやいますように、それから従来御答弁申し上げたと思いますが、この百五十億円の運転資金を作りましたことと、生産者価格ないし消費者価格の決定の問題とは別問題でありますから、生産者価格ないし消費者価格の点につきましては、農林大臣からお話がございます。

ました。そのようなことで今後やって参る。何分にも食糧管理会計は、八千億円に上る会計でございまするし、数量の点につきましても、どの程度の数量を買入れることに相なりまするか、相当大きな幅で動きますし、生産者価格の点につきましても、先ほど来お話がございますように、これは未定のファクターでございます。それから輸入食糧につきましても、どういうような海外の値段に相なりまするか、あるいは数量に

相なりまするか、従来の実績に相当するものも明らかでありますように、相当大きな幅で動く。従いまして、じや、今日三十三年度の赤字はどうなるんだ、あるあるは収支はどうなるかという点につきましては、非常に予測を立てがたいの、相当でございます。しかしながら、それはそれといたしまして、現在できます推測としまして、今予算書に附則としてつけておりますような収支の見込みをつけておるわけであります。その収支の

見込みに従いまして、それを頭に着きながら、私ども三十二年度の問題と合

せまして、百五十億という金額をもちまして運搬資金の繰り入れをしておるわけでありまして、当然そういふような金額でまかないがつくんでないだらうかという考えをしておるわけでありまして。ただお尋ねの点につきましても、それとそれとを、実際はもし推定が違つたらどうなるんだというお尋ねでございますが、その点につきましても、何分にも非常に大きな数字の動きが予想されるものでありますから、今日どういふような方法でその処置をいたすというところは、先刻申し上げましたように、まだ申し上げかねる段階にあるということであります。

○足産委員 それでは、新しい問題で一つ農林大臣に伺いますが、麦価については、どういふふうにお考えになつておられますか。今われわれの調べたところによりますと、三十三年の麦価の算定については、対小麦価比は繰り込んでないように見受けるのであります。が、小麦価比はどのようにお取り扱いになるおつもりでありますか。

○赤城国務大臣 対比価といひますか、対米小麦比は計算の中に入れておられません。なおこまかいことは、食糧庁長官からお答えいたさせます。

○足産委員 こまかいことは要りません。そういたしますと、米価審議会その他において、小麦その他麦類が逆さやになつて、食糧会計の赤字を作る大きなファクターになつておるといふことは、私もよく知つておるのです。だからといって、小麦作がペイしておるかどうかという点については、別問題です。政府の食糧会計が逆さやになるとかならぬといふことは、農民の知つたことじゃないでしょう。それ

を、従来続けてきたところの対小麦価比を今年の予算麦価には入れておらないといふことは、もうすでに麦価格を切り下げておる。米の場合でも同様です。もしそうした場合に、米価審議会なりその他の意見によつて、これを修正せざるを得なくなる場合があるかもしれぬ。そういふのは、今主計局長がいろいろとでないゆえんを言われましたが、さらにどこからか金を持つてこなければ、この増大する赤字の埋め方がつかぬことになる。そうでしょう。ういたししますと、どのような角度から見ても、欠損が少くなるという見通しはない。どちらかという欠損がふえていく。あなた方が今考へておられるような低米価、低麦価政策を強行していくとされるなら別ですよ。少くとも従来とられたような政策を、法律の定めるところの機関の答申その他を尊重されて行われようとするならば、当然欠損が増大するのですよ。そうした場合には、どうされるかというのを聞いておく必要が私はあると思うのです。これは、他の委員会においてもつと詳しい議論があつたかと思ひますが、少くともこの会計は当委員会にかけられていふ以上は、この点を明にしなければ私どもは納得はいきません。そういう事情を知りながら、なお赤字は出ないつもりである、出ないようには運転をするんだ、こう言われることは——われわれは、そういうことであります。なれば、本案に対しての考へ方を変えなければならぬ。もっと弾力性のあるものと実情に即した、あなた方がとらわれない考へ方に立つておられるといふことをわれわれは前提に持つて、先ほだから述べたような点が明確に

なるならば、本案に別に異議はないと言つておるのであります。この点は非常に重要であります。いかがでしょう、農林大臣。

○赤城国務大臣 損益がどういふふうに出るかというところは、米価審議会の答申によつて、損が多くなる場合もありましようし、また輸入小麦等の利益によつて、黒字になる場合もあるだろうと思ひます。そういう点において変動はあると思うのですが、そこで、百五十億の調整資金で、これをくずしていく。くずしていても足らぬという場合にはどういふ方法をとるかということが、お尋ねのことだろうと思ひますが、お尋ねのことだろうと思ひますが、先ほどから再々御答弁申し上げておりますように、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案の第六条の五にありますが、

「一般会計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ調整資金ニ充ツル為一般会計ヨリ之ヲ繰入ルモノトス」このいふふうになつておりますから、一般会計から、調整資金が不足を告げるといふ場合には、あらかじめ資金を増額することも一つの方法でありますし、あるいはまた赤字が非常に多いといふようなことで、調整資金として繰り入れるのが適當でないという場合には、その赤字欠損を補つてゐるために單獨法を出して、その赤字を処理していく、こゝろ二つの方法があるわけでありまして。そのいづれをとるかというところは、そのときの事情によりまします。また財政事情によりましますし、また財政事情によりまします。その方法をとるか、ともかくも赤字といふものを解決していくといふことにつきまして、二つの方法が考

えられておるのであります。（明快と呼ぶ者あり）

○足産委員 あまり明快でないです。大蔵大臣もどうせおいでを願つて、さらにお尋ねしたいと思ひます。あとの質問は、一応留保しておきますが、要するにこの二法案の目的はどこにあるのですか。食糧会計の健全化の結果が、農民にしわが寄るような食糧会計の健全化などに農林省が賛成されるというところは、おかしいと思ひます。今まで聞いたところでは、農民にプラスするといふことは考えられな

い。はつきりしない、何か印象としては、健全化のしわが生産者や、まかり間違へば消費者にもはねかかつてきまじきといふふうにとれるのです。そういう食糧会計の健全化をだれが望んでおるのですか。百五十億の金を、赤字が確定して欠損が確定した後にこれを繰り入れる、繰り入れなければならぬという従来の政府の主張を翻して、事前にまづほうり込んで、そうして証券の発行もなるべく少くしようし、一時借入金もなるべく少くして、金利コストその他を合理化をしていくという意図には、私は賛成している、けつこうなことだろうと思ひます。しかし、そういう一面から、去年よりも麦価は下げ、米価も、予約奨励金その他、当然去年まで出しておつたものを切り下げた食糧会計の予算の背景に、その上にこの二法案を出されている。この二法案それ自体としては、別に大きな問題点といふものは、私が先刻指摘した以外にはない。この二法案によつて米と赤字といふものを解決していくといふ基礎の算定に関連をして、私ども

は、そこが納得がいかにないことになつてくるのです。その点が明確になり、本案が食糧会計を健全にすると同時に、生産者にも消費者にも何ら不安危惧を与えない、こゝろ意図が明らかにかく言ひわけではありませぬ。ただし、今までの農林大臣の御答弁なり大蔵当局の御答弁によつては、現実に麦価を切り下げ、米価は切り下げているんです。これをもしかりに妥協でないという公正な機関の決定が出てきて、それをもしあなた方が尊重される場合には、不足金が増大することは、もう明らかなんです。それは、そのときになつてみなければわからぬといふのは、この健全化は、結局農民やその他消費者にしわを寄せていく健全化であつて、そういう副産物をねらひとした健全化であるといつても、ちよつと言ひ過ぎでないのじやないかと思はれるのです。ですから、そういう点については、もう少し大蔵省と基本的な考へ方を一致させられて、そうして大蔵大臣と一緒に御出席願ひました上で、もう少し私はこの問題をお尋ねを申し上げてみたいと思ひます。きようは、この程度で私の質問を一応保留しておきます。

○赤城国務大臣 今回提出しておりますこの二法案は、新たに食糧管理会計についての制度を改めるといふ意味で提案をいたしておることは、御承知の通りであります。でありますので、今お話しのように、食糧証券で泳ぐとか、一時借入金で泳ぐといふようなこととでなく、損失見合の調整金を設けていく、あるいは食糧管理の分を別にしていふ、こゝろ新しい目的のため

は、そこが納得がいかにないことになつてくるのです。その点が明確になり、本案が食糧会計を健全にすると同時に、生産者にも消費者にも何ら不安危惧を与えない、こゝろ意図が明らかにかく言ひわけではありませぬ。ただし、今までの農林大臣の御答弁なり大蔵当局の御答弁によつては、現実に麦価を切り下げ、米価は切り下げているんです。これをもしかりに妥協でないという公正な機関の決定が出てきて、それをもしあなた方が尊重される場合には、不足金が増大することは、もう明らかなんです。それは、そのときになつてみなければわからぬといふのは、この健全化は、結局農民やその他消費者にしわを寄せていく健全化であつて、そういう副産物をねらひとした健全化であるといつても、ちよつと言ひ過ぎでないのじやないかと思はれるのです。ですから、そういう点については、もう少し大蔵省と基本的な考へ方を一致させられて、そうして大蔵大臣と一緒に御出席願ひました上で、もう少し私はこの問題をお尋ねを申し上げてみたいと思ひます。きようは、この程度で私の質問を一応保留しておきます。

にこの法案を提案しているものであります。これが直ちに農民の生産意欲を阻害するようなものであるとか、あるいはまた消費者米価の改訂をすることによって不安を与えるというような意味を、この法律が持つているとは私は考えておりません。ただ御指摘のように、食糧管理会計の中におきまして、生産者米価とか、あるいは買入れの麦価等につきまして、その算定の基準が、実際に買入れられているよりも低いじゃないかというようなことにつきましては、この問題は、この法律はまた関連はありますが、別に考えられる問題ではないかと思ふのであります。そこで、その会計につきましては、これは足鹿委員もこの方面に明るいので、御承知の通りであります。いつでも予算米価、予算麦価というものは、必ずしも実際に買入れられているところの価格と同じものを予算米価に上げていくというものでないであります。というのは、米の価格にいたしましても、米の買入れ時刻と予算を編成する時期とにおきましては、バリエーション等も違つておりますから、予算編成時期におけるバリエーションで予算米価は作つていく、実際に買入れられる場合には、米価審議会その他そのときの事情によりまして、適当な価格を決定するといふことでありますから、予算米価そのものが低米価だとか低麦価でもつて農民を苦しめる意味というものを、別にことしの予算において出しているといふことはないと思ふのであります。ことに米の価格等におきましても、予算米価は、昨年におきましては一万円でありますが、一万二百円というふう

にふえておるのであります。であります。すから、この予算の意図するところが、低米価政策をとり、あるいは低麦価でもつて農民の生産意欲を阻害するといふような意図は持つておりません。また農民や生産者が、そういうふうな考えをあるいは持つというものでありますならば、これは予算米価であり、予算米価にいたしますならば、昨年よりは上つておるし、麦価にいたしましても、バリエーション計算からいって、去年の計算方法と違つて予算麦価を算定しているわけじゃない、こういうことに御了解願いたいと思ひます。

○足鹿委員 先ほど申しましたように、明日でも大蔵大臣が御出席になつた際まで、私の最終的質問を留保しておきますが、要するに農林大臣は、今そりうことをおっしゃいます。が、時期別価格差の問題にしてみても、繰り入れおるやうであります。この時期別価格差というものは、これは米価であります。加算金であります。いろいろ専門的なことをお聞きするといふことになりまして、とても時間がかりますが、それでは予約加算金も、これは米価であります。加算金であります。これは、われわれの理解するところでは、長い間の米価審議会その他の経緯から見ても、基本米価が、政府の資料その他の不足によって、適正なものができない、そのときの政治情勢やいろいろの情勢を加味して、いろいろ加算金を設けて、一つの米価構成をやつておるのです。それをあなた方は、これは予約奨励金をはずしておるのではないですか。それによつて低米価でないといふことは、どういふ点で言われるのですか。そりうことは言われるものではあります。時期別

価格差にしてみても、これは明らかに米価なんです。と同時に、加算金でもありません。予約奨励金にしてみても、現在の予約集荷制度そのものを廃止しない限りは、それは一つの米価そのものです。さういふ議論は成り立つております。従来もしばしば繰り返しておりますが、それを米価審議会の答申も待たずして、一方的に予算の編成の上において取りはづして、おいて、そりうして低米価でないといふお言葉は、私は聞えないと思ひます。そりうことではなしに、もつと真剣に考え願いたいと思ひます。であります。から、この法案自体の直接の問題もありません。第八条の三の問題にしてみても、問題はありますが、それとの関連の上において問題が今後にながらから、私はこれを重視しておるのであります。そりう点については、くどく申し上げなくても、よく御存じのことだと思ひます。もう一ぺん御再考願つて、この次には、もう少し適当な御答弁を期待しております。私は、きよりはこれで打ち切つておきます。

○浅香委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次会は明十三日午前十時三十分より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十四分散会

昭和三十三年三月十五日印刷

昭和三十三年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局